

1-4 省令・告示

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十条に規定する標識に関する省令

平成十八年十二月十五日

国土交通省令第百十三号

最終改正 令和六年十一月二十一日

国土交通省令第百号

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十条に規定する標識は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。
- 2 前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格Z八二一〇に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

附 則

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

附 則 （令和六年十一月二十一日国土交通省令第百号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令

平成十八年十二月十五日
国土交通省令第百十四号
最終改正 令和六年十一月二十一日
国土交通省令第百号

(建築物移動等円滑化誘導基準)

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十七条第三項第一号の主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、この省令の定めるところによる。

(出入口)

第二条 多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所及び浴室等に設けられるものを除き、かつ、二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、九十センチメートル以上とすること。
- 二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

2 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
- 二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(廊下等)

第三条 多数の者が利用する廊下等（第九条の二第一項の劇場等の客席の出入口と同項の規定により設ける誘導基準適合車椅子使用者用部分との間の一以上の経路（以下「車椅子使用者用経路」という。）を構成する廊下等を含む。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、五十メートル以内ごとに車椅子のすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあっては、百四十センチメートル以上とすることができる。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

- 三 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

- 四 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

- 五 側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずること。

- 六 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等に突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

- 七 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること。

2 前項第一号及び第四号の規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が

定める廊下等の部分には、適用しない。

(階段)

第四条 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとしなければならない。

- 一 幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合において、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。
- 二 蹴上げの寸法は、十六センチメートル以下とすること。
- 三 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。
- 四 踊場を除き、両側に手すりを設けること。
- 五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 六 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- 七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 八 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 九 主たる階段は、回り階段でないこと。

(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置)

第五条 多数の者が利用する階段（車椅子使用者用経路を構成する階段を含む。）を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（二以上の階にわたるときには、第七条に定めるものに限る。）を設けなければならない。ただし、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第六条 多数の者が利用する傾斜路（前条の規定により設けるものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、階段に代わるものにおいては百五十センチメートル以上、階段に併設するものにおいては百二十センチメートル以上とすること。
- 二 勾配は、十二分の一を超えないこと。
- 三 高さが七十五センチメートルを超えるものにおいては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
- 四 高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。
- 五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 六 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- 七 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 前項第一号から第三号までの規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める傾斜路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

(エレベーター)

第七条 多数の者が利用するエレベーター（次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を設ける場合には、第一号及び第二号に規定する階に停止する籠を備えたエレベーターを、第一号に規定する階ごとに一以上設けなければならない。

- 一 多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、第九条の二第一項に規定する誘導基準適合

車椅子使用者用部分、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室又は第十三条第一号に規定する車椅子使用者用浴室等がある階

二 直接地上へ通ずる出入口のある階

2 多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。

一 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

二 籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

三 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。

四 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

五 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

3 第一項の規定により設けられた多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一 籠の幅は、百四十センチメートル以上とすること。

二 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

三 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

4 不特定かつ多数の者が利用するエレベーターは、第二項第一号、第二号及び第四号並びに前項第一号及び第二号に定めるものでなければならない。

5 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビー（車椅子使用者用経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーを含む。）は、第二項第二号、第四号及び第五号並びに第三項第二号及び第三号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一 籠の幅は、百六十センチメートル以上とすること。

二 籠及び昇降路の出入口の幅は、九十センチメートル以上とすること。

三 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百八十センチメートル以上とすること。

6 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第三項又は前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

一 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

二 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

三 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

（特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機）

第八条 国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（第五条の規定により設けるものに限る。）は、車椅子使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造としなければならない。

（便所）

第九条 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。

一 多数の者が利用する便所内に、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上。以下この号において同じ。）設けること。ただし、車椅子使用者用便房を一以上設ける便所が当該多数の者が利用す

る便所に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

二 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

2 多数の者が利用する便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設けなければならない。

3 多数の者が利用する便所であって男子用小便器を設けるものを設ける階においては、当該男子用小便器を設ける便所のうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

（劇場等の客席）

第九条の二 劇場等の客席には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分（車椅子使用者用部分であって、車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造であることその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。次項及び第十七条第一項第六号において同じ。）を設けなければならない。

一 当該客席に設ける座席の数が百以下の場合 二

二 当該客席に設ける座席の数が百を超え、二百以下の場合 当該座席の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

三 当該客席に設ける座席の数が二百を超え、二千以下の場合 当該座席の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

四 当該客席に設ける座席の数が二千を超える場合 当該座席の数に一万分の七十五を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に七を加えた数

2 前項の誘導基準適合車椅子使用者用部分は、劇場等の客席に設ける座席の数が二百を超える場合には、二箇所以上に分散して設けなければならない。

（ホテル又は旅館の客室）

第十条 ホテル又は旅館には、客室の総数が二百以下の場合には当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者用客室を設けなければならない。

2 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 便所内に車椅子使用者用便房を設けること。

ロ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、前条第一項第三号イ及びロに掲げるものであること。

三 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一

以上)設けられている場合は、この限りでない。

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の浴室等(以下「車椅子使用者用浴室等」という。)であること。

ロ 出入口は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(敷地内の通路)

第十一条 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一 段がある部分及び傾斜路を除き、幅は、百八十センチメートル以上とすること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあつては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。

ロ 蹴上げの寸法は、十六センチメートル以下とすること。

ハ 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。

ニ 両側に手すりを設けること。

ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

ヘ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

五 段を設ける場合には、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けなければならない。

六 傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、段に代わるものにあつては百五十センチメートル以上、段に併設するものにあつては百二十センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、十五分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの(勾配が二十分の一を超えるものに限る。)にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

ニ 高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。

ホ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

2 多数の者が利用する敷地内の通路(道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。)が地形の特殊性により前項の規定によることが困難である場合においては、同項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、当該敷地内の通路が設けられた建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り、適用する。

3 第一項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める敷地内の通路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

(駐車場)

第十二条 多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数)に百分の二を乗じて得た数(そ

の数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上の車椅子利用者用駐車施設を設けなければならない。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(浴室等)

第十三条 多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、そのうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 車椅子利用者用浴室等であること。
- 二 出入口は、第十条第二項第三号口に掲げるものであること。

(標識)

第十四条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。

- 2 前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本産業規格Z八二一〇に定められているときは、これに適合するもの)でなければならない。

(案内設備)

第十五条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- 2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。
- 3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

(案内設備までの経路)

第十六条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの主たる経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(増築等又は修繕等に関する適用範囲)

第十七条 建築物の増築若しくは改築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。)又は建築物の修繕若しくは模様替(建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。)をする場合には、第二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- 一 当該増築等又は修繕等に係る部分
- 二 道等から前号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 三 多数の者が利用する便所のうち一以上のもの
- 四 第一号に掲げる部分から車椅子利用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 五 劇場等の客席のうち一以上のもの
- 六 第一号に掲げる部分から誘導基準適合車椅子利用者用部分(前号に掲げる客席に設けられるものに限る。)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

- 七 ホテル又は旅館の客室のうち一以上のもの
 - 八 第一号に掲げる部分から前号に掲げる客室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
 - 九 多数の者が利用する駐車場のうち一以上のもの
 - 十 車椅子利用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
 - 十一 多数の者が利用する浴室等
 - 十二 第一号に掲げる部分から車椅子利用者用浴室等（前号に掲げるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 2 前項第三号に掲げる建築物の部分について第九条の規定を適用する場合には、同条第一項中「便所は」とあるのは「便所のうち一以上は」と、同条第二項中「を設ける階においては、当該便所のうち」とあり、及び同条第三項中「を設ける階においては、当該男子用小便器を設ける便所のうち」とあるのは「のうち」とする。
- 3 第一項第五号に掲げる建築物の部分について第九条の二の規定を適用する場合には、同条第一項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上」とあるのは、「二以上」とする。
- 4 第一項第七号に掲げる建築物の部分について第十条の規定を適用する場合には、同条中「客室の総数が二百以下の場合には当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上」とあるのは、「一以上」とする。
- 5 第一項第九号に掲げる建築物の部分について第十二条の規定を適用する場合には、同条中「当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上」とあるのは、「一以上」とする。

（特別特定建築物に関する読替え）

第十八条 法第十七条第一項の申請に係る特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第五条第一号に規定する公立小学校等を除く。）における第二条から前条まで（第三条第一項第三号及び第六号、第四条第八号、第六条第一項第七号、第七条第四項から第六項まで、第十条第二項並びに第十六条を除く。）の規定の適用については、これらの規定（第二条第一項及び第七条第三項を除く。）中「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と、第二条第一項中「多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所）」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口（次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所、車椅子利用者用客室）」と、第七条第三項中「多数の者が利用する」とあるのは「主として高齢者、障害者等が利用する」と、前条第一項中「特定建築物」とあるのは「特別特定建築物」とする。

（協定建築物に関する読替え）

第十九条 法第二十二条の二第一項の申請に係る協定建築物における第二条から第十七条まで（第七条第二項から第五項まで、第九条の二、第十条、第十一条第二項、第十二条、第十三条並びに第十七条第一項各号及び第二項から第五項までを除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第七条第二項から第五項まで、第九条の二、第十条、第十一条第二項、第十二条、第十三条並びに第十七条第一項各号及び第二項から第五項までの規定は適用しない。

第二条第一項、第四条、第六条 第一項、第九条第一項及び第 十一条第一項	多数の者が利用する	協定建築物特定施設である
第二条第一項	除き、かつ、二以上の出入口 を併設する場合には、その うち一以上のものに限る	除く
第二条第二項	多数の者が利用する直接地上	協定建築物特定施設であって直 接移動等円滑化困難旅客施設 又は当該移動等円滑化困難旅 客施設への経路
第三条第一項	多数の者が利用する廊下等 (第九条の二第一項の劇場 等の客席の出入口と同項の 規定により設ける誘導基準 適合車椅子使用者用部分と の間の一以上の経路(以下 「車椅子使用者用経路」と いう。)を構成する廊下等 を含む。)	協定建築物特定施設である廊下 等
第五条	多数の者が利用する階段(車 椅子使用者用経路を構成す る階段を含む。)	協定建築物特定施設である階段
第七条第一項	多数の者が利用するエレベ ーター	協定建築物特定施設であるエレ ベーター
第七条第一項第一号	多数の者が利用する居室、車 椅子使用者用便房、第九条 の二第一項に規定する誘導 基準適合車椅子使用者用部 分、車椅子使用者用駐車施 設、車椅子使用者用客室又 は第十三条第一号に規定す る車椅子使用者用浴室等	協定建築物特定施設である便所
第七条第一項第二号	地上	移動等円滑化困難旅客施設又は 当該移動等円滑化困難旅客施 設への経路
第七条第六項	不特定かつ多数の者が利用 し、又は主として視覚障害 者が利用する	協定建築物特定施設である

	乗降ロビー	乗降ロビー（同項各号に規定する階にあるものに限る。以下この項において同じ。）
	第三項又は前項	前項
第八条	昇降機（	昇降機（協定建築物特定施設であるものであって、
第九条第二項	多数の者が利用する便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上に	協定建築物特定施設である便所には
第九条第三項	多数の者が利用する便所であって男子用小便器を設けるものを設ける階においては、当該男子用小便器を設ける便所のうち一以上に	協定建築物特定施設である便所であって男子用小便器を設けるものには
第十四条第一項、第十五条第一項	、便所又は駐車施設	又は便所
第十六条	道等	協定建築物特定施設
第十七条第一項	増築若しくは改築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）又は建築物の修繕若しくは模様替（建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。）	増築、改築、修繕又は模様替（協定建築物特定施設に係るものに限る。以下「増築等」という。）
	次に掲げる建築物の	当該増築等に係る

附 則（略）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の規定に基づく国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準

平成十八年十二月十五日
 国土交通省告示第千四百八十一号
 改正 令和六年十一月二十一日
 国土交通省告示第千二百九十七号

第一 特定建築物にあっては、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（第三において「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）に適合すること。

第二 特定建築物以外の建築物にあっては、建築物特定施設（高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。）が次に掲げる基準に適合すること。

一 出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

二 廊下その他これに類するものは、次に掲げるものであること。

イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ロ 幅は、住宅の用途に供する部分に設けるものにあつては八十五センチメートル（柱等の箇所にあつては八十センチメートル）以上、住宅の用途に供する部分以外の部分に設けるものにあつては九十センチメートル以上とすること。

ハ 段を設ける場合においては、当該段は、次号に定める構造に準じたものとする。

ニ 第一号に定める構造の出入口に接する部分は、水平とすること。

三 階段は、次に掲げるものであること。

イ 手すりを設けること。

ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

四 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を一以上設けること。

イ 腰掛便座及び手すりの設けられた便房があること。

ロ イに掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ハ イに掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。

五 敷地内の通路は、次に掲げるものであること。

イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ロ 直接地上へ通ずる第一号に定める構造の出入口から道又は公園、広場その他の空地に至る敷地内の通路のうち、一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

（１） 幅は、九十センチメートル以上とすること。

（２） 段を設ける場合においては、当該段は、第三号に定める構造に準じたものとする。

第三 特定建築物（建築物移動等円滑化誘導基準に適合するものを除く。）又は特定建築物以外の建築物（第二各号に掲げる基準に適合するものを除く。）にあっては、車椅子使用者が到達することができる車椅子使用者用便房を設けること。

附 則

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の

施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

2 平成十五年国土交通省告示第二百七十五号は、廃止する。

附 則 （令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号）

（施行期日）

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の前日に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（次項において「法」という。）第二十四条の規定により建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第十四項第一号に規定する建築物とみなされて同項の規定の適用を受けた建築物に係る同項の規定によりされた許可は、この告示の施行の日以後も、なおその効力を有する。

3 この告示の施行の前日にされた法第二十四条の規定により建築基準法第五十二条第十四項第一号に規定する建築物とみなされて同項の規定の適用を受けようとする建築物に係る同項の規定による許可の申請であって、この告示の施行の際、まだその許可をするかどうかの処分がされていないものについての当該許可の基準については、なお従前の例による。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の規定により認定特定建築物が特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を受けている旨の表示を付することができるものを定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十二号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第十二条第一項第三号の規定に基づき、国土交通大臣が定めるものを次のように定める。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の規定により認定特定建築物が特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を受けている旨の表示を付することができるものを定める件

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第十二条第一項第三号に規定する国土交通大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 宣伝用物品
- 二 情報を提供するために作成する電磁的記録

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十八号は、廃止する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十三号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十五条第二項に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
 - 二 音による案内
 - 三 点字及び前二号に類するもの
- 附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子利用者用浴室等の構造を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十四号
改正 令和六年十一月二十一日
国土交通省告示第千二百九十七号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十条第二項第三号イに規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十七号は、廃止する。

附 則 （令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号） 抄
（施行期日）

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十五号

最終改正 令和六年十一月二十一日

国土交通省告示第千二百九十七号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第八条の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を次のように定める。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

第一 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第八条に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

- 一 車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が十五メートル毎分以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの
- 二 車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を三十メートル毎分以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第二 建築物移動等円滑化誘導基準第八条に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 第一第一号に掲げるエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。
 - イ 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第九号に規定するものとする。
 - ロ 籠の幅は七十センチメートル以上とし、かつ、奥行きは百二十センチメートル以上とすること。
 - ハ 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。
- 二 第一第二号に掲げるエスカレーターにあっては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定するものであること。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百六十六号は、廃止する。

附 則 （平成二十一年八月四日国土交通省告示第八百五十九号） 抄

- 1 この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

附 則 （令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号） 抄
（施行期日）

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十六号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第七条第六項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十五号は、廃止する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定によりエレベーターの籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十七号
改正 令和六年十一月二十一日
国土交通省告示第千二百九十七号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第七条第六項第二号に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

附 則 （令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号） 抄
（施行期日）

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十八号
改正 令和六年十一月二十一日
国土交通省告示第千二百九十七号

第一 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第三条第二項に規定する車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分とする。

第二 建築物移動等円滑化誘導基準第五条ただし書に規定する車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段が車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合とする。

第三 建築物移動等円滑化誘導基準第六条第二項に規定する車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分とする。

第四 建築物移動等円滑化誘導基準第十一条第三項に規定する車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百六十四号は、廃止する。

附 則 （令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号） 抄
（施行期日）

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十九号
改正 令和六年十一月二十一日
国土交通省告示第千二百九十七号

第一 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第三条第一項第三号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合とする。

- 一 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 二 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 三 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

第二 建築物移動等円滑化誘導基準第四条第八号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一第三号に定めるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第三 建築物移動等円滑化誘導基準第六条第一項第七号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一各号のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第四 建築物移動等円滑化誘導基準第十六条ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十二條第二項に定める基準に適合するものである場合とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十三号は、廃止する。

附 則 （令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号） 抄
（施行期日）

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件

平成十八年十二月十五日
 国土交通省告示第千四百九十号
 最終改正 令和六年十一月二十一日
 国土交通省告示第千二百九十七号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十七条に規定する認定特定建築物の建築物特定施設又は認定協定建築物の協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める床面積は、次の各号に掲げる建築物特定施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第十七条第一項の申請に係る特定建築物（特別特定建築物（令第五条第一号に規定する公立小学校等を除く。以下同じ。）を除く。）にあつては多数の者が利用するもの（当該申請に係る特別特定建築物にあつては不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの）、法第二十二條の二第一項の申請に係る協定建築物にあつては協定建築物特定施設であるものに限る。）ごとに、当該各号に定める数値を超える床面積の合計とする。

一 廊下等

廊下の用途		廊下の部分 （単位 平方メートル）	その他の廊下 （単位 平方メートル）
(一)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のもの	2.30L	1.80L
(二)	病院における患者用のもの又は三室以下の専用のもを除き居室の床面積の合計が二百平方メートル（地階にあつては、百平方メートル）を超える階におけるもの	1.60L	1.20L
(三)	(一)及び(二)に掲げる廊下以外のもの	1.20L	
この表において、Lは、廊下等の長さ（単位 メートル）を表すものとする。			

二 階段

階段の用途		階段の部分 （単位 平方メートル）	踊場 （単位 平方メートル）
(一)	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）における児童用のもの	2.28H	一・六八
(二)	中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校若しくは中等教育学校における生徒用のもの又は物品販売業（物品加工修理業を含む。以下同じ。）を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの若しくは劇場等における客用のもの	2.03H	一・六八
(三)	直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	1.44H	一・四四
(四)	(一)から(三)までに掲げる階段以外のもの	0.72H	〇・九〇
この表において、Hは、階段の高さ（単位 メートル）を表すものとする。			

三 傾斜路

傾斜路の用途	傾斜路の部分 傾斜がある部分 (単位 平方メートル)	踊場 (単位 平方メートル)
(一) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは中等教育学校における児童用若しくは生徒用のもの又は物品販売業を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの若しくは劇場等における客用のもの	11.20H	一・六八
(二) 直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	9.60H	一・四四
(三) (一) 及び (二) に掲げる傾斜路以外のもの	6.00H	〇・九〇
この表において、Hは、傾斜路の高さ(単位 メートル)を表すものとする。		

四 便所(車椅子使用者用便房に係る部分に限る。) 一・〇〇(単位 平方メートル)

五 駐車場(車椅子使用者用駐車施設に係る部分に限る。) 十五・〇〇(単位 平方メートル)

六 劇場等の客席(高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(平成十八年国土交通省令第百十四号)第九条の二に規定する誘導基準適合車椅子使用者用部分であるものに限る。) 〇・五〇(単位 平方メートル)

附 則

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。

2 平成十五年国土交通省告示第二百六十二号は、廃止する。

附 則 (平成二十八年三月二十五日国土交通省告示第五百二十一号)

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月八日国土交通省告示第三百十八号)

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年二月二十六日国土交通省告示第百三十三号)

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年九月三十日国土交通省告示第千二百九十五号)

この告示は、令和三年十月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三十一日国土交通省告示第四百三号)

この告示は、令和四年十月一日から施行する。

附 則 (令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和七年六月一日)から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十一号
改正 令和六年十一月二十一日
国土交通省告示第千二百九十七号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十一条第二項に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

附 則 （令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号） 抄

（施行期日）

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十二号
最終改正 令和六年十一月二十一日
国土交通省告示第千二百九十七号

第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十九条第二項第六号に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

- 一 車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が十五メートル毎分以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの
- 二 車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を三十メートル毎分以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第二 令第十九条第二項第六号に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 第一第一号に掲げるエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。
 - イ 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第九号に規定するものとする。
 - ロ 籠の幅は七十センチメートル以上とし、かつ、奥行きは百二十センチメートル以上とすること。
 - ハ 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。
- 二 第一第二号に掲げるエスカレーターにあっては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定するものであること。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十八号は、廃止する。

附 則 （平成二一年八月四日国土交通省告示第百五十九号） 抄

- 1 この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

附 則 （令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号） 抄
（施行期日）

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定によりエレベーターの籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百九十三号

改正 令和六年十一月二十一日

国土交通省告示第千二百九十七号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条第二項第五号リ（２）に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

附 則 （令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号） 抄

（施行期日）

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十四号
改正 令和六年十一月二十一日
国土交通省告示第千二百九十七号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条第二項第五号りただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十七号は、廃止する。

附 則 （令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号） 抄
（施行期日）

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者用浴室等の構造を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十五号
改正 令和六年十一月二日
国土交通省告示第一二九七号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十五条第二項第二号イの規定に基づき、車いす使用者用浴室等の構造を次のように定める。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者用浴室等の構造を定める件

（令六国交告一二九七・改称）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十六条第二項第二号イに規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

附 則 （令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号） 抄

（施行期日）

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十七号
改正 令和六年十一月二十一日
国土交通省告示第千二百九十七号

第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十一条第二号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合とする。

- 一 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 二 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 三 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

第二 令第十二条第五号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一第三号に定めるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第三 令第十三条第四号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一各号のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第四 令第二十二條第一項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が令第二十二條第二項に定める基準に適合するものである場合とする。

第五 令第二十二條第二項第二号ロに規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、第一第一号若しくは第二号に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十五号は、廃止する。

附 則 （令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号） 抄
（施行期日）

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件

令和六年八月六日

国土交通省告示第千七十二号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十八条第一項ただし書に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一 不特定かつ多数の者が利用し、又は主に高齢者、障害者等が利用する駐車場（以下「不特定多数利用駐車場」という。）が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（次号において「不特定多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合

二 不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合であって、次のイ及びロに掲げる基準に適合する場合

イ 当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。

ロ 当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用機械式駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、令第十八条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上であること。

三 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この号において「増築等」という。）を行う場合であつて、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を不特定多数利用駐車場に設ける場合

イ 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める数

(1) 当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この(1)及び(2)において同じ。）が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

(2) 当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

ロ 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合 一

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者用部分の基準を定める件

令和六年八月六日

国土交通省告示第千七十三号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十五条第一項に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 幅は、九十センチメートル以上とすること。
- 二 奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
- 三 床は、平らとすること。

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件

令和六年八月六日

国土交通省告示第千七十四号

第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十四条第一項に規定する国土交通大臣が定める配置の基準は、同項の便所（以下「不特定多数利用便所」という。）を特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（令第五条第一号に規定する公立小学校等及び法第十四条第三項の条例で定める特定建築物にあっては、多数の者。以下「不特定多数の者等」という。）が不特定多数利用便所を利用する上で支障がない位置に設けることとする。

第二 令第十四条第一項に規定する国土交通大臣が定める階は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの
- 二 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

第三 令第十四条第二項に規定する国土交通大臣が定める数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。ただし、当該数が令第十四条第一項の規定により不特定多数利用便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）に設ける不特定多数利用便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあつては、当該不特定多数利用便所の数とする。

- 一 便所設置階の床面積が一万平方メートルを超え、四万平方メートル以下の場合
- 二 便所設置階の床面積が四万平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に二分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

第四 令第十四条第二項に規定する車椅子使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

第五 令第十四条第二項ただし書に規定する車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号のいずれか（公衆便所にあつては、第一号から第三号までのいずれか）に該当するものとする。

- 一 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
- 二 令第十四条第二項本文の規定により便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合
- 三 次のイ又はロに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合

イ 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあつては、第三各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合

ロ 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあつては、第三各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合

四 床面積が千平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が千平方メートル未満の階の床面積の合計に千分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（千平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあつては、当該階数に相当する数）に令第十四条第二

項本文の規定により床面積が千平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（第一号に規定する施設が同号に規定する位置にある場合にあつては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。
（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件の廃止）
- 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件（平成十八年国土交通省告示第千四百九十六号）は、廃止する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者が車椅子使用者用便房を円滑に利用することができる場合を定める件

令和六年十一月二十一日

国土交通省告示第千二百九十四号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第九条第一項第一号ただし書に規定する車椅子使用者が車椅子使用者用便房を円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設ける便所が多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合
- 二 次のイ又はロに掲げる多数の者が利用する便所の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合
 - イ 男子用の便房のみを設ける多数の者が利用する便所 当該多数の者が利用する便所内に男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合又は男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける便所が当該多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合
 - ロ 女子用の便房のみを設ける多数の者が利用する便所 当該多数の者が利用する便所内に女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合又は女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける便所が当該多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合

附 則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により誘導基準適合車椅子使用者用部分の基準を定める件

令和六年十一月二十一日

国土交通省告示第千二百九十五号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第九条の二第一項に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 幅は、九十センチメートル以上とすること。
- 二 奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
- 三 床は、平らとすること。
- 四 車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること。
- 五 同伴者用の座席又はスペースを当該誘導基準適合車椅子使用者用部分に隣接して設けること。

附 則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件

令和六年十一月二十一日

国土交通省告示第千二百九十六号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十二条ただし書に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 多数の者が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（次号において「多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合

二 多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、次のイ及びロに掲げる基準に適合する場合

イ 当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。

ロ 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該多数利用機械式駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このロにおいて同じ。）及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）の合計数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上であること。

附 則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

1-5 移動円滑化の促進に関する基本方針

国家公安委員会

○総務省告示第一号

国土交通省

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三条第一項の規定に基づき、移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成十八年国家公安委員会 総務省 国土交通省 告示第一号）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

国家公安委員会委員長 中野 寛成

総務大臣 片山 善博

国土交通大臣 大畠 章宏

移動等円滑化の促進に関する基本方針

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること（以下「移動等円滑化」という。）の促進に関する基本方針について、国、地方公共団体、高齢者、障害者等、施設設置管理者その他の関係者が互いに連携協力しつつ移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進していくため、以下のとおり定める。

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

1 移動等円滑化の意義

我が国においては、世界のどの国もこれまで経験したことのない本格的な高齢社会を迎え、今後更なる高齢化が進展すると見込まれており、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められている。また、今日、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、自立と共生の理念の下、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が求められている。さらに、近年、障害者の権利に関する条約（平成二十六年条約第一号）の締結及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）等の関連法制の整備がされたこと、平成三十二年に東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会が開催されること等を契機として、共生社会の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を推進するとともに、高齢者、障害者等も含めて誰もが包摂され活躍できる社会の実現に向けた取組を進めることが必要となっている。

このような社会の実現のためには、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが重要であり、そのための環境の整備を一刻も早く推進していくことが求められている。移動及び施設の利用は、高齢者、障害者等が社会参加をするための重要な手段であることから、移動等円滑化を促進することは、このような社会の実現のために大きな意義を持つものである。

また、移動等円滑化の促進は、高齢者、障害者等の社会参加を促進するのみでなく、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、全ての利用者に利用しやすい施設及び車両等の整備を通じて、国民が生き生きと安全に暮らせる活力ある社会の維持に寄与するものである。

さらに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十二号）により創設された基本理念の規定に定めるように、この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他

一切のもの（いわゆる「社会的障壁」）の除去や、共生社会の実現に資するものであり、移動等円滑化の促進の意義はますます大きくなっている。

なお、法にいう「高齢者、障害者等」には、高齢者及び身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む全ての障害者で身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。また、障害特性は様々であり、例えば視覚障害者についても、障害の重度によって期待される移動等円滑化の内容が異なることもあり得ること並びに身体の機能上の制限には、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさ、喉の渇き、照明への反応、表示の分かりにくさ等の負担の原因となる様々な制約が含まれることから、法が促進することとしている移動等円滑化には、このような負担を軽減することによる移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することも含まれることに留意する必要がある。

また、移動等円滑化を進めるに当たっては、高齢者、障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である。

2 移動等円滑化の目標

移動等円滑化を実現するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設について移動等円滑化のための措置が講じられ、移動等円滑化に携わる様々な者が連携することにより、移動の連続性を確保することが重要である。

したがって、法では、これらの施設を設置し、又は管理する者に対して移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努める一般的な責務を課すとともに、これらの施設の中で、特に日常生活及び社会生活において通常移動手段として用いられ、又は通常利用される旅客施設及び車両等、一定の道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の各々について、新設等に際し各々に対応した移動等円滑化基準への適合を義務付けることとしている。さらに、公共交通事業者等については、既存施設を含む更なるハード対策及び旅客支援等のソフト対策の一体的な取組を推進するための計画制度が設けられている。

また、市町村が定める移動等円滑化促進地区において、法第二十四条の二第一項の移動等円滑化の促進に関する方針（以下「移動等円滑化促進方針」という。）に則して、届出制度等により交通結節点における移動の連続性を確保することとしている。

さらに、市町村が定める重点整備地区において、移動等円滑化に係る特定事業その他の事業が法第二十五条第一項の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）に即して重点的かつ一体的に実施されることとしている。

移動等円滑化の促進に当たっては、国、地方公共団体、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者が必要に応じて緊密に連携しながら、法に基づく枠組みの活用等により、次に掲げる事項を達成することを目標とする。

(1) 旅客施設

① 鉄道駅及び軌道停留場

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上である鉄道駅及び軌道停留場（以下「鉄軌道駅」という。）については、平成三十二年度までに、原則として全てについて、エレベーター又はスロープを設置することを始めとした段差の解消、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする。また、これ以外の鉄軌道駅についても、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想及び移動等円滑化促進方針（以下「基本構想等」という。）の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

ホームドア又は可動式ホーム柵については、視覚障害者の転落を防止するための設備として非常に効果が高く、その整備を進めていくことが重要である。そのため、車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題について総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進する。

② バスターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上であるバスターミナルについては、平成三十二年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外のバスターミナルについても、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

③ 旅客船ターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上である旅客船ターミナルについては、平成三十二年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、高齢化の進む離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについては、地域の実情を踏まえて順次、移動等円滑化を実施する。また、これ以外の旅客船ターミナルについても、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

④ 航空旅客ターミナル施設

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上である航空旅客ターミナル施設については、平成三十二年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の航空旅客ターミナル施設についても、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

(2) 車両等

① 鉄道車両及び軌道車両

総車両数約五万二千両のうち約七十パーセントに当たる約三万六千四百両について、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

② 乗合バス車両

総車両数約六万台から乗合バス車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両（以下「適用除外認定車両」という。）約一万台を除いた約五万台のうち、約七十パーセントに当たる約三万五千台について、平成三十二年度までに、ノンステップバスとする。適用除外認定車両については、平成三十二年度までに、その約二十五パーセントに当たる約二千五百台をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。

③ 貸切バス車両

平成三十二年度までに、約二千百台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する。

④ タクシー車両

平成三十二年度までに、約四万四千台の福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー（流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両をいう。）を含む。）を導入する。

⑤ 船舶

一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業の用に供する総隻数約七百隻のうち約五十パーセントに当たる約三百五十隻について、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。また、一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上である旅客船ターミナルに就航する船舶については、平成三十二年度までに、原則として全て移動等円滑化を実施する。

さらに、これ以外の船舶についても、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。

⑥ 航空機

総機数約六百二十機について、平成三十二年度までに、原則として全て移動等円滑化を実施する。

(3) 道路

原則として重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する全ての道路について、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

(4) 都市公園

① 園路及び広場

園路及び広場（特定公園施設であるものに限る。以下同じ。）の設置された都市公園の約六十パーセントについて、平成三十二年度までに、園路及び広場の移動等円滑化を実施する。

② 駐車場

駐車場の設置された都市公園の約六十パーセントについて、平成三十二年度までに、駐車場の移動等円滑化を実施する。

③ 便所

便所の設置された都市公園の約四十五パーセントについて、平成三十二年度までに、便所の移動等円滑化を実施する。

(5) 路外駐車場

特定路外駐車場の約七十パーセントについて、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

(6) 建築物

二千平方メートル以上の特別特定建築物の総ストックの約六十パーセントについて、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

(7) 信号機等

重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等については、平成三十二年度までに、原則として全ての当該道路において、音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等の移動等円滑化を実施する。

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

施設設置管理者は、利用者の利便性及び安全性の向上を図る観点から、施設及び車両等の整備、利用者支援、適切な情報の提供並びに職員等関係者に対する適切な教育訓練について関係者と連携しながら、1から4までに掲げる各々の措置を適切に講ずることにより、移動等円滑化を進めることが必要である。特に、法第九条の四の計画の作成が求められる公共交通事業者等においては、法第九条の二第一項の公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項（以下「判断基準」という。）を踏まえ、当該計画を作成し、着実にこれらの措置を講ずることが必要である。また、それ以外の公共交通事業者等においても、判断基準を踏まえ、計画的にこれらの措置を進めていくことが望ましい。

施設設置管理者が1から4までに掲げる措置を実施するに当たっては、その措置が効果的に実施されるよう、

地域の実情を把握している市町村等の関係者と連携することにより、可能な限り利便性の高い動線の確保等他の施設との連続性に配慮した措置を実施し、かつ、自らが設置し、又は管理する施設に設置される設備について、施設の特性に応じて可能な限り時間的な制約がなく利用できる等移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めることが重要である。また、公共交通事業者等及び道路管理者にあつては、複数の事業者間又は鉄道及びバス等複数の交通機関間を継ぎ目となる交通結節点における移動等円滑化にも十分配慮することが重要である。

また、施設設置管理者は、施設及び車両等の整備に当たっては、移動等円滑化のために講ずる措置について具体的な実施計画を策定すること等により順次計画的に移動等円滑化を進めていくこと、高齢者、障害者等が障害のない者と共に利用できる形での施設整備を図るユニバーサルデザインの考え方に十分留意すること、高齢者、障害者等の意見を反映させるために可能な限り計画策定等への参画を得ること等必要な措置を講ずるよう努めることが重要である。

1 施設及び車両等の整備

移動等円滑化を図るためには、まず、施設及び車両等についてのハード面の整備が必要である。したがって、法では、施設設置管理者が、自らが設置し、又は管理する旅客施設及び車両等、一定の道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物を新設等するときは、当該施設及び車両等の移動等円滑化基準への適合が義務付けられており、また、既存の施設及び車両等については、施設設置管理者は、当該施設及び車両等を移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

施設設置管理者が、施設及び車両等について移動等円滑化のために必要な措置を講ずる際には、次に掲げる観点が必要である。

イ 高齢者、障害者等が施設内外の移動及び施設の利用を円滑に行うために必要な施設及び設備を整備し、連続した移動経路を一以上確保すること。また、経路確保に当たっては、高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の確保に配慮すること。

ロ 便所等附属する設備を設置する場合は、一以上は障害者対応型にするなど、高齢者、障害者等の利用に配慮したものにする。

ハ 車両等にあつては、高齢者、障害者等の乗降及び車内での移動が容易にできるように必要な措置を講ずること。

ニ 旅客施設及び車両等にあつては、運行情報等公共交通機関を利用する上で必要な情報を提供するために必要な設備を整備すること。

ホ 道路にあつては、二以上の特定旅客施設等を相互に接続する道路で高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものがある場合は、関係道路管理者間で調整し、一以上の経路を、特定道路に指定すべき道路として国に情報提供すること。

なお、移動等円滑化基準に定められていない内容であっても、上記の観点等から移動等円滑化に資すると考えられる措置については、施設設置管理者はこれを積極的に実施していくよう努力することが望ましい。

特に、旅客施設の移動等円滑化に関しては、旅客施設のみでは構造上その他の理由により移動等円滑化基準への適合が困難な場合であっても、協定の締結により旅客施設に必要な高齢者、障害者等の利用に配慮した便所等を隣接又は近接する建築物に設置すること及び当該建築物について容積率特例を措置している認定制度を活用すること等により、積極的に移動等円滑化を図ることが望ましい。

また、建築物の移動等円滑化に関しては、移動等円滑化が義務化されていない特定建築物の移動等円滑化にも積極的に取り組むことが望ましい。特定建築物の新築時等における移動等円滑化に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した整備が求められているとともに、建築物ストックの長寿命化等その有効活用が求められていることから、誘導的な建築物移動等円滑化基準に適合する特定建築物について容積率の特例及び表示制度等を措置している認定特定建築物制度を積極的に活用することが望ましい。

2 利用者支援

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、職員等関係者によるソフト面の利用者支援が必要である。

利用者支援を行う際には、利用者の意思を尊重し、敬意を持った対応を行うことが重要である。

このため、適切にコミュニケーションを取りながら、高齢者、障害者等の特性だけでなく、個人差や状況等によって異なる多様なニーズを把握することが必要である。その際、筆談やコミュニケーション支援ツールを活用するなど特性に応じたコミュニケーションをとることに留意する必要がある。また、利用者から支援を求められていないものの、困っている様子に気付いた場合には、声かけを行うとともに、支援を断られた場合であっても、安全性の確保等の観点から、見守ることが重要である。

3 適切な情報の提供

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、施設設置管理者が利用者に対し

に必要な情報を適切に提供することが必要である。

その際には、利用する高齢者、障害者等のニーズ、施設及び設備の用途等に応じて、例えば、移動等円滑化基準への適合状況、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所や駐車施設の有無、旅客施設における路線案内、運賃案内及び運行情報等利用に当たって必要となる情報並びに緊急時の情報について、視覚情報として大きな文字又は適切な色の組合せを用いて見やすく表示すること、また、聴覚情報としてはっきりした音声により聞き取りやすく放送すること、図記号又は平仮名による表示の併記等を行うこと、必要に応じて施設外からも見やすく表示すること等、分かりやすく提供することに留意する必要がある。さらに、必要な情報について事前に把握できるよう、施設及び設備等に関する情報についてインターネットやパンフレット等により提供することが望ましい。なお、各施設及び設備等に関する情報は、施設設置管理者が個別に提供するにとどまらず、一元化することにより、より利用しやすい形で提供できることから、必要に応じて施設設置管理者間で適切に連携し、共同して提供することが望ましい。

4 職員等関係者に対する適切な教育訓練

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、職員等関係者によるソフト面の適切な対応が必要であることに鑑み、施設設置管理者は、その職員等関係者が高齢者、障害者等の多様なニーズ及び特性を理解した上で、正当な理由なくこれらの者による施設及び車両等の利用を拒むことなく、円滑なコミュニケーションを確保する等適切な対応を行うよう継続的な教育訓練を実施する必要がある。

そのため、施設設置管理者は、高齢者、障害者等の意見を反映した対応マニュアルの整備及び計画的な研修の実施等をPDCAサイクルとして実施することにより、職員等関係者の教育訓練を更に充実させるよう努めるべきである。なお、その過程において、高齢者、障害者等の参画を得ることが望ましい。

三 移動等円滑化促進方針の指針となるべき事項

市町村は、移動等円滑化促進方針を作成する場合には、次に掲げる事項に基づいて作成する必要があり、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者は、これらの事項に留意する必要がある。

1 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義に関する事項

(1) 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義

地域における高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、建築物等の生活関連施設及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設について、一体的に移動等円滑化が図られていることが重要である。

そのため、移動等円滑化促進方針において、生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区を移動等円滑化促進地区として定め、生活関連施設及び生活関連経路の移動等円滑化に係る方針を示すことが必要であり、できる限り多くの市町村が移動等円滑化促進方針の作成に取り組むことが重要である。

(2) 移動等円滑化促進方針作成に当たっての留意事項

市町村は、効果的に移動等円滑化を推進するため、次に掲げる事項に留意して移動等円滑化促進方針を作成する必要がある。

① 目標の明確化

当該移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の方針について、市町村をはじめ、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者間で共通認識が醸成されることが重要である。したがって、移動等円滑化促進方針には、地域の実情に応じ、可能な限り明確な目標を設定する。

② 都市計画との調和

移動等円滑化促進方針の作成に当たっては、都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「市町村マスタープラン」という。）との調和が保たれている必要がある。

③ 地域公共交通網形成計画との調和

移動等円滑化促進方針の作成に当たっては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第五条第一項に規定する地域公共交通網形成計画との調和が保たれている必要がある。

④ 地方公共団体の移動等円滑化に関する条例、計画、構想等との調和

地方公共団体において、移動等円滑化に関する条例、計画、構想等を有している場合は、移動等円滑化促進方針はこれらとの調和が保たれている必要がある。特に、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画等の市町村が定める高齢者、障害者等の福祉に関する計画及び中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条に規定する基本計画等都市機能の増進に関する計画との調和が保たれていることに留意する必要がある。

⑤ 関係者の意見の反映及び移動等円滑化促進方針の作成等の提案

住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会の参画により、関係者の意見が移動等円滑化促進方針に十分に反映されるよう努める。このため、移動等円滑化促進方針の作成に当たっては、法第二十四条の四に規定する協議会（以下「移動等円滑化促進方針協議会」という。）を積極的に活用し、関係者の参画を得ることが求められる。この際、既に同条第二項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用している場合、又は、他の法令に基づいて同項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用しようとする場合は、当該協議体制度を移動等円滑化促進方針協議会と位置付けることも可能である。なお、意見を求めるべき障害者には、視覚、聴覚、内部障害者等の身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者も含まれることに留意する必要がある。

また、法第二十四条の五に規定する移動等円滑化促進方針の作成等に係る提案制度が積極的に活用されるよう環境の整備に努めるとともに、当該提案を受けた際には、その内容について十分な検討を加えることが求められる。

⑥ 都道府県による市町村に対する援助

都道府県は、市町村による移動等円滑化促進方針の作成を促進するため、市町村の境界を越えた面的バリアフリー化の調整の仲介等や、他の市町村の作成事例等の提供を行うなど、広域的な見地から支援する

ことが重要である。

⑦ 段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）

移動等円滑化の内容については、移動等円滑化促進方針作成に係る事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、高齢者、障害者等の利用者及び住民が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、スパイラルアップを図ることが重要である。

そのため、市町村は、移動等円滑化促進方針が作成された後も、おおむね五年ごとに、施設を利用する高齢者、障害者等の利用の状況並びに移動等円滑化促進地区における移動等円滑化のための施設及び車両等の整備状況等を把握するとともに、移動等円滑化促進方針協議会の積極的な活用等により移動等円滑化促進方針に基づく移動等円滑化に関する措置の実施状況について評価を行い、それに基づき、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針の見直し及び新たな移動等円滑化促進方針又は基本構想の作成を行うことが重要である。その際、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会の参画により、関係者の意見が移動等円滑化促進方針に十分反映されるよう努めることが必要である。

⑧ 施設間の連携

交通結節点における移動の連続性を確保するため、施設設置管理者間で連携を図ることが必要である。このため、法では、旅客施設の建設、道路の新設等であって、移動等円滑化に支障を及ぼすおそれのあるものをしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する三十日前までに市町村に届け出ることとされている。

市町村は届出対象について、施設設置管理者が容易に判断できるように移動等円滑化促進方針に定めるものとし、当該届出対象を定めるに当たっては関係者と十分な調整を図って共通認識を確保することが必要である。また、届出があった場合において、届出に係る行為が移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し必要な措置の実施を要請することができることとしており、要請に当たっては、移動等円滑化促進方針の内容との整合を図る観点から行うことが重要である。

⑨ バリアフリーマップ等の作成

移動等円滑化を図るためには、高齢者、障害者等が利用可能な施設を選択できるよう、これらの施設が所在する場所を示したバリアフリーマップ等を作成することが効果的である。このため、市町村は積極的に施設等のバリアフリー情報を収集の上、バリアフリーマップ等を作成し、提供することが重要である。

また、公共交通事業者等及び道路管理者は、市町村の求めに応じて必要な情報を当該市町村に提供しなければならないこととされており、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、市町村の求めに応じて必要な情報を当該市町村に提供するよう努めなければならないとされているところである。なお、市町村は、施設設置管理者に求める情報提供の内容を定めるに当たっては、移動等円滑化促進方針協議会を活用するなどにより障害者、高齢者等及び施設設置管理者等の意見を十分に反映するよう努めるとともに、施設設置管理者に過度な負担が生じないよう配慮しつつ、高齢者、障害者等にとって必要な情報が得られるよう留意することが必要である。

2 移動等円滑化促進地区の位置及び区域に関する基本的な事項

(1) 移動等円滑化促進地区の要件

法では、市町村は、法第二条第二十の二号イからハまでに掲げる要件に該当するものを、移動等円滑化を促進すべき移動等円滑化促進地区として設定するよう努めることとされている。また、移動等円滑化促進地区の区域を定めるに当たっては、次に掲げる要件に照らし、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて行うことが必要である。

① 「生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福

祉施設その他の施設をいう。以下同じ。)の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」(法第二条第二十の二号イ)

生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である。

また、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、地区全体の面積がおおむね四百ヘクタール未満の地区であって、原則として、生活関連施設のうち旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね三以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要である。

- ② 「生活関連施設及び生活関連経路(生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。)を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。)について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。」(法第二条第二十の二号ロ)

移動等円滑化促進地区は、移動等円滑化を促進する必要がある地区であることが必要である。

このため、高齢者、障害者等の徒歩若しくは車椅子による移動又は施設の利用の状況、土地利用及び諸機能の集積の実態並びに将来の方向性等の観点から総合的に判断して、当該地区において移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められることが必要である。

- ③ 「当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」(法第二条第二十の二号ハ)

高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進を図る上で、移動等円滑化を促進することが、有効かつ適切であると認められることが必要である。

(2) 留意事項

市町村は、移動等円滑化促進地区を定めるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

① 移動等円滑化促進地区の数

市町村内に旅客施設が複数ある場合等、生活関連施設の集積の在り方によっては、複数の移動等円滑化促進地区を設定することも可能であるが、当該生活関連施設相互間の距離、移動の状況等地域の実情から適当と判断される場合には、一つの移動等円滑化促進地区として設定することも可能である。

② 複数の市町村及び都道府県の協力

生活関連施設の利用者が複数の市町村にまたがって移動しており、移動等円滑化促進地区の範囲が複数の市町村にまたがる場合など、当該市町村が利用者の移動の実態に鑑み適当であると認めるときは、共同して移動等円滑化促進方針を作成し、一体的に推進していくことが重要である。

また、これらの施設が大規模であり、利用者が広域にわたり、かつ、関係者間の調整が複雑となるような場合には、協議会への参加を求める等により都道府県の適切な助言及び協力を求めることが重要である。

③ 移動等円滑化促進地区の境界

移動等円滑化促進地区の境界は、可能な限り市町村の区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

3 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項

移動等円滑化促進地区において長期的に実現されるべき移動等円滑化の姿を明らかとする観点から、生活関連施設、生活関連経路等については次に掲げるとおり記載することが望ましい。

(1) 生活関連施設

生活関連施設を選定するに当たっては、2（1）に留意するほか、既に移動等円滑化されている施設については、当該施設内の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき記載するものとする。また、移動等円滑化のための事業の実施の有無にかかわらず、当該施設相互間の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき、生活関連施設として、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

（2）生活関連経路

生活関連経路についても（1）同様、既に移動等円滑化されている経路については、一体的な移動等円滑化を図る上で対象として位置付けることが必要な経路につき記載するものとする。その際、地域の実情に応じて、二以上の特定旅客施設等を相互に接続する道路で高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものについて、一以上の経路を指定し、また、利用者ニーズに応じた経路選択ができるよう、幹線道路周辺の生活道路についても指定することが望ましい。また、移動等円滑化のための事業実施の有無にかかわらず、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

（3）移動等円滑化の促進に関する事項

移動等円滑化促進方針の対象となる施設及び車両等においてどのような方針で移動等円滑化を図るのかについて記載するものとする。

4 1から3までに掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

（1）記載事項

① 地域特性等の尊重及び創意工夫

移動等円滑化に関する措置の実施に当たっては、効果を高めるため、地域特性等を尊重して、様々な創意工夫に努めることが重要である。

② 積雪及び凍結に対する配慮

積雪及び凍結により移動の利便性及び安全性が損なわれる可能性がある場合は、積雪時及び路面凍結時の安全かつ円滑な移動のための除雪その他の措置を講ずるよう努めることが必要である。

③ 高齢者、障害者等への適切な情報提供

施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、高齢者、障害者等に対して、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化のために必要な情報を適切に提供するよう努めることが重要である。

（2）その他移動等円滑化促進方針の作成に当たっての留意事項

移動等円滑化促進方針は、市町村の発意および主体性に基づき自由な発想で作成されるものであるため、この基本方針の三に定めのない事項についても移動等円滑化促進方針に記載することが望ましい。

四 基本構想の指針となるべき事項

市町村は、基本構想を作成する場合には、次に掲げる事項に基づいて作成する必要があり、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者は、これらの事項に留意する必要がある。

1 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項

（1）重点整備地区における移動等円滑化の意義

地域における高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためには、高齢者、障害者等が日常生活又

は社会生活において利用する旅客施設、建築物等の生活関連施設及びこれらの間の経路を構成する道路、駅

前広場、通路その他の施設について、一体的に移動等円滑化が図られていることが重要である。そのため、基本構想において、生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区を重点整備地区として定め、生活関連施設及び生活関連経路の移動等円滑化に係る各種事業を重点的かつ一体的に推進することが必要であり、出来る限り多くの市町村が基本構想の作成に取り組むことが重要である。

(2) 基本構想に即した各種事業の重点的かつ一体的な推進のための基本的視点

基本構想に即した各種事業の推進については、次に掲げる基本的視点が重要である。

① 市町村の基本構想作成による事業の効果的な推進

重点整備地区における移動等円滑化に対する取組は、当該地区に最も身近な行政主体でありその地区における特性を十

分に把握している市町村が、施設設置管理者、都道府県公安委員会等事業を実施すべき主体はもとより、高齢者、障害者等の関係者と協議等を行いながら基本構想を作成することにより、これらの事業の効果的な推進が図られることが重要である。

② 基本構想作成への関係者の積極的な協力による事業の一体的な推進

移動等円滑化に係る事業の実施主体となる施設設置管理者、都道府県公安委員会等及び高齢者、障害者等の関係者は基本構想の作成に積極的に協力し、各種事業を一体的に推進していくことが必要である。

③ 地域住民等の理解及び協力

重点整備地区における移動等円滑化を図るに当たり、基本構想に位置付けられた各種事業が円滑に実施されるためには、地域住民等の理解及び協力が重要である。

(3) 基本構想作成に当たっての留意事項

市町村は、効果的に移動等円滑化を推進するため、次に掲げる事項に留意して基本構想を作成する必要がある。

① 目標の明確化

各種事業の実施に当たっては、当該重点整備地区における移動等円滑化について、市町村を始め、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者の施策を総合的に講ずる必要があることから、各者間で共通認識が醸成されることが重要である。したがって、基本構想には、地域の実情に応じ、可能な限り具体的かつ明確な目標を設定する。

② 都市計画との調和

基本構想の作成に当たっては、都市計画及び市町村マスタープランとの調和が保たれてる必要がある。

③ 地域公共交通網形成計画との調和

基本構想の作成に当たっては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第五条第一項に規定する地域公共交通網形成計画との調和が保たれている必要がある。

④ 地方公共団体の移動等円滑化に関する条例、計画、構想等との調和

地方公共団体において、移動等円滑化に関する条例、計画、構想等を有している場合は、基本構想はこれらとの調和が保たれている必要がある。特に、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画等の市町村が定める高齢者、障害者等の福祉に関する計画及び中心市街地の活性化に関する法律第九条に規定する基本計画等都市機能の増進に関する計画との調和が保たれていることに留意する必要がある。

⑤ 各種事業の連携と集中実施

移動等円滑化に係る各種の事業が相互に連携して相乗効果を生み、連続的な移動経路の確保が行われるように、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者間で必要に応じて十分な調整を図って整合性を確保

するとともに、事業の集中的かつ効果的な実施を確保する。

また、複数の事業者間又は鉄道及びバス等複数の交通機関間を乗り継ぐ際の旅客施設内の移動等円滑化並びに当該市町村においてタクシー事業者、自家用有償旅客運送者等が行っているスペシャル・トランスポート・サービス（要介護者等であって単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を対象に、必要な介護などと連続して、又は一体として行われる個別的な輸送サービスをいう。）の在り方にも十分配慮する。

さらに、特定事業に係る費用の負担については、当該事業の性格を踏まえた適切な役割分担に応じた関係者間の負担の在り方について十分な調整を図って関係者間の共通認識を確保する。

⑥ 高齢者、障害者等の意見の反映及び基本構想の作成等の提案

生活関連施設を利用する高齢者、障害者等を始め関係者の参画により、関係者の意見が基本構想に十分に反映されるよう努める。このため、基本構想の作成に当たっては、法第二十六条に規定する協議会（以下「基本構想協議会」という。）を積極的に活用し、高齢者、障害者等の参画を得ることが求められる。この際、既に同条第二項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用しようとする場合、又は、他の法令に基づいて同項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用しようとする場合は、当該協議体制度を基本構想協議会と位置付けることも可能である。なお、意見を求めるべき障害者には、視覚、聴覚、内部障害等の身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者も含まれることに留意する必要がある。

また、法第二十七条に規定する基本構想の作成等に係る提案制度が積極的に活用されるよう環境の整備に努めるとともに、当該提案を受けた際には、その内容について十分な検討を加えることが求められる。

⑦ 都道府県による市町村に対する援助

都道府県は、市町村による基本構想の作成を促進するため、市町村の境界を越えた面的バリアフリー化の調整の仲介等や、他の市町村の作成事例等の提供を行うなど、広域的な見地から支援することが重要である。

⑧ 段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）

移動等円滑化の内容については、基本構想作成に係る事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、高齢者、障害者等の利用者及び住民が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、スパイラルアップを図ることが重要である。

そのため、市町村は、基本構想が作成された後も、おおむね5年ごとに、施設を利用する高齢者、障害者等の利用の状況並びに重点整備地区における移動等円滑化のための施設及び車両等の整備状況等を把握するとともに、基本構想協議会の積極的な活用等により基本構想に基づき実施された事業の成果について評価を行い、それに基づき、必要があると認めるときは、基本構想の見直し及び新たな基本構想の作成を行うことが重要である。

また、法附則第二条第二号の規定による廃止前的高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第六条第一項の規定により作成された基本構想についても、同様に見直しを行うことが重要であることに留意する必要がある。

⑨ バリアフリーマップ等の作成

移動等円滑化を図るためには、高齢者、障害者等が利用可能な施設を選択できるよう、これらの施設が所在する場所を示したバリアフリーマップ等を作成することが効果的である。このため、市町村は積極的に施設等のバリアフリー情報を収集の上、バリアフリーマップ等を作成し、提供することが重要である。

また、公共交通事業者等及び道路管理者は、市町村の求めに応じて必要な情報を当該市町村に提供しなければならないこととされており、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、市町村の求めに応じて必要な情報を当該市町村に提供するよう努めなければならないとされている所である。なお、市町村は、施設設置管理者に求める情報提供の内容を定めるに当たっては、基本構想協議会を活用するなどにより障害

者、高齢者等及び施設設置管理者等の意見を十分に反映するよう努めるとともに、施設設置管理者に過度な負担が生じないよう配慮しつつ、高齢者、障害者等にとって必要な情報が得られるよう留意することが必要である。

2 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項

(1) 重点整備地区の要件

法では、市町村は、法第二条第二十一号イからハまでに掲げる要件に概要するものを、移動等円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に推進すべき重点整備地区として設定するよう努めることとされている。また、重点整備地区の区域を定めるに当たっては、次に掲げる要件に照らし、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて行うことが必要である。

- ①「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」
(法第二条第二十一号イ)

生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である。

また、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、地区全体の面積がおおむね四百ヘクタール未満の地区であって、原則として、生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね三以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要である。

なお、重点整備地区を設定する際の要件として、特定旅客施設が所在することは必ずしも必須とはならないが、連続的な移動に係る移動等円滑化の確保の重要性に鑑み、特定旅客施設を含む重点整備地区を設定することが引き続き特に求められること、及び特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区を設定する場合には、法第二十五条第三項の規定に基づき当該特定旅客施設を生活関連施設として定めなければならないとされていることに留意する必要がある。

- ②「生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。」(法第二条第二十一号ロ)

重点整備地区は、重点的かつ一体的に移動等円滑化のための事業を実施する必要がある地区であることが必要である。

このため、高齢者、障害者等の徒歩若しくは車椅子による移動又は施設の利用の状況、土地利用及び諸機能の集積の実態並びに将来の方向性、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断して、当該地区における移動等円滑化のための事業に一体性があり、当該事業の実施が特に必要であると認められることが必要である。

- ③「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」(法第二条第二十一号ハ)

高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進を図る上で、移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、実現可能性及び集中的かつ効果的な事業実施の可能性等の観点から判断して、有効かつ適切であると認められることが必要である。

(2) 留意事項

市町村は、重点整備地区を定めるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ① 重点整備地区の数

市町村内に特定旅客施設が複数ある場合等、生活関連施設の集積の在り方によっては、複数の重点整備地区を設定することも可能であるが、当該生活関連施設相互間の距離、いどうの状況等地域の实情から適当と判断される場合には、一つの重点整備地区として設定することも可能である。

② 複数の市町村及び都道府県の協力

生活関連施設の利用者が複数の市町村にまたがって移動しており、重点整備地区の範囲が複数の市町村にまたがる場合など、当該市町村が利用者の移動の実態に鑑み適当であると認めるときは、共同して基本構想を作成し、一体的に推進していくことが重要である。

また、これらの施設が大規模であり、利用者が広域にわたり、かつ、関係者間の調整が複雑となるような場合には、協議会への参加を求める等により都道府県の適切な助言及び協力を求めることが重要である。

③ 重点整備地区の境界

重点整備地区の境界は、可能な限り市町村の区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

3 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項

重点整備地区において長期的に実現されるべき移動等円滑化の姿を明らかとする観点から、生活関連施設、生活関連経路等については次に掲げるとおり記載することが望ましい。

(1) 生活関連施設

生活関連施設を選定するに当たっては、2(1)に留意するほか、既に移動等円滑化されている施設については、当該施設内の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき記載するものとする。また、当面移動等円滑化のための事業を実施する見込みがない施設については、当該施設相互間の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき、生活関連施設として、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

(2) 生活関連経路

生活関連経路についても(1)同様、既に移動等円滑化されている経路については、一体的な移動等円滑化を図る上で対象として位置付けることが必要な経路につき記載するものとする。その際、地域の实情に応じて、二以上の特定旅客施設等の相互に接続する道路で高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものについて、一以上の経路を指定し、また、利用者ニーズに応じた経路選択ができるよう、幹線道路周辺の生活道路についても指定することが望ましい。また、当面移動等円滑化のための事業実施の見込みがない経路については、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

(3) 移動等円滑化に関する事項

基本構想の対象となる施設及び車両等において実施される移動等円滑化の内容について記載するものとする。当面具体的な事業実施に見込みがないものについては、事業実施の見込みが明らかになった段階で記載内容を追加又は変更する等基本構想を見直し、移動等円滑化の促進を図るものとする。

4 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項

(1) 特定事業

特定事業としては、公共交通特定事業、道路特定事業に加え、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業があり、各々の事業の特性を踏まえ、必要となる事業について基本構想に記載するものとする。

なお、法第二十五条第二項第四号括弧書に規定されているとおり、旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあつては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動を

確保するために、当該特定旅客施設の移動等円滑化を図る事業及び当該重点整備地区と当該特定旅客施設を結ぶ特定車両の移動等円滑化を図る事業についても、公共交通六艇事業として記載することが可能である。

一般的には、建築物特定事業の対象となり得る生活関連施設である建築物が多数存在することから、基本構想作成時の協議及び事業実施を確実に円滑に行うためには、対象となる生活関連施設の規模及び利用状況等、他の特定事業との関連等について、当該地域の実情に照らして判断し、必要性等の高いものから基本構想に順次位置付けていくことが望ましい。

また、事業の着手予定時期、実施予定期間について可能な限り具体的かつ明確に記載することとし、当面事業の実施の見込みがない場合にあっては、事業の具体化に向けた検討の方向性等について記載し、事業が具体化した段階で、基本構想を適宜変更して事業の内容について記載を追加するものとする。

(2) その他の事業

その他の事業としては、特定旅客施設以外の旅客施設、生活関連経路を構成する駅前広場、通路等（河川施設、港湾施設、下水道施設等が生活関連経路を構成する場合にあっては、これらの施設を含む。）の整備があり、おおむねの事業内容を基本構想に記載するものとする。

(3) 留意事項

市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業その他の事業に関する事項について、関係する施設設置管理者、都道府県公安委員会等と十分に協議することが必要であり、事業の記載に当たっては、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用の状況、都市計画及び市町村マスタープランの位置付け、事業を実施することとなる者の意向等を踏まえることが重要である。

また、特定事業を記載するに当たっては、事業を実施することとなる者の意向等を踏まえること並びに関連する特定事業間の連携及び調整を図ることが必要不可欠であることから、協議会制度を有効に活用し、基本構想の作成及び事業実施の円滑化を図ることが求められる。なお、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととされていることに留意する必要がある。

特定事業その他の事業については、合理的かつ効率的な施設及び車両等の整備及び管理を行うことを念頭に、生活関連施設及び生活関連経路の利用者、利用状況及び移動手段並びに生活関連経路周辺の道路交通環境及び居住環境を勘案して記載することが必要である。この際、特定事業その他の事業の実施に当たっては、交通の安全及び円滑の確保並びに生活環境の保全についても配慮する必要があることに留意する必要がある。また、交通安全特定事業のうち違法駐車行為の防止のための事業に関しては、歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車、横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車等、移動等円滑化を特に阻害する違法駐車行為の防止に資する事業が重点的に推進されるとの内容が基本構想に反映されるよう留意する必要がある。

5 4に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

(1) 土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関する基本的な事項

重点整備地区における重点的かつ一体的な移動等円滑化を図るために実施される4に規定する事業を実施する場合、重点整備地区における市街地の状況並びに生活関連施設及び生活関連経路の配置の状況によっては、これらの事業を単独で行うのではなく、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業と併せて行うことが効果的な場合がある。

① 具体的事業の内容

4に規定する事業と併せて行う事業の選択に当たっては、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用の状況、都市計画及び市町村マスタープランの位置付け等を踏まえて判断することが重要である。

② 記載事項

基本構想には、事業の種類、おおむねの位置又は区域等をそれぞれ記載するものとする。

なお、土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例を活用し、土地区画整理事業と併せて生活関連施設又は一般交通用施設（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第五項に規定する公共施設を除く。）であって基本構想において定められた施設を整備しようとする場合には、それぞれの施設の主な用途、おおむねの位置等についても記載する必要がある。

(2) 自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項

移動等円滑化の妨げとなっている自転車その他の車両の放置及び違法駐車を防止するための抜本的な施策として、駐輪場等自転車その他の車両の駐車のための施設を特定事業その他の事業と一体的に整備することは極めて有効であることから、具体的な位置等これらの整備に関するおおむねの内容を記載するほか、その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項について記載することとする。

(3) その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

① 推進体制の整備

基本構想に位置付けられた各種の事業を円滑かつ効果的に実施していくためには、基本構想の作成段階又は基本構想に基づく各種の事業の準備段階から、関係者が十分な情報交換を行いつつ連携を図ることが必要であり、協議会を有効に活用することが求められる。

② 事業推進上の留意点

イ 地域特性等の尊重及び創意工夫

各種の事業の実施に当たっては、事業効果を高めるため、地域特性等を尊重して、様々な創意工夫に努めることが重要である。

ロ 積雪及び凍結に対する配慮

積雪及び凍結により移動の利便性及び安全性が損なわれる可能性がある場合は、積雪時及び路面凍結時の安全かつ円滑な移動のための除雪その他の措置を講ずるよう努めることが必要である。

ハ 特定事業に関する公的な支援措置の内容

基本構想に即して特定事業を円滑に実施するため公的な支援措置が講じられる場合には、その内容を明確にすることが重要である。

ニ 基本構想に即した特定事業計画の作成上の留意事項

施設設置管理者及び都道府県公安委員会が基本構想に即して特定事業計画を作成するに当たっては、早期作成の重要性を十分認識するとともに、協議会を活用することによって当事者である高齢者、障害者等を始め関係者の参画を図ること等により、関係者の意見が特定事業計画に十分に反映されるよう努めることが重要である。

ホ 基本構想作成後の特定事業その他の事業の実施状況の把握等

基本構想作成後、特定事業その他の事業が早期に、かつ、当該基本構想で明記された目標に沿って順調

に進展するよ

う、市町村は、事業の実施状況の把握、これに係る情報提供、協議会の活用等による事業を実施すべき者との連絡調整の適切な実施等事業の進展に努めることが必要である。

へ 高齢者、障害者等への適切な情報提供

施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、高齢者、障害者等に対して、重点整備地区における移動等円滑化のため

に必要な情報を適切に提供するよう努めることが重要である。

③ その他基本構想の作成及び事業の実施に当たっての留意事項

基本構想は、市町村の発意及び主体性に基づき自由な発想で作成されるものであるため、この基本方針の三に定めのない事項についても基本構想に記載することが望ましい。

五 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

1 国の責務及び講ずべき措置

(1) 国の責務（スパイラルアップ及び心のバリアフリー）

国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めることにより、スパイラルアップを図るものとする。

また、移動等円滑化を進めるためには、施設及び車両等の整備のみならず、国民の高齢者、障害者等に対する理解及び協力、すなわち国民の「心のバリアフリー」が不可欠であること及び「心のバリアフリー」を促進するためには、障害の有無にかかわらず参加者全員がバリアフリーを考える参加型イベントが効果的であることを踏まえ、国は広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する関係者の連携及び国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努める。なお、法にいう「高齢者、障害者等」には、高齢者及び身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む全ての障害者で身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれるということについても、改めて周知を行う。

(2) 国の講ずべき措置（設備投資等に対する支援、情報提供の確保及び研究開発等）

施設設置管理者等による移動等円滑化のための措置を促進するため、設備投資等に対する必要な支援措置を講ずる。

また、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保するためには、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が利用しやすい形で提供される必要があることから、国は、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が確実に収集され、利用しやすいよう加工された上で、利用者に提供されるような環境の確保に努めることとする。

さらに、国は、移動等円滑化を目的とした施設及び車両等に係る新たな設備等（情報を提供する手法に係るものを含む。以下同じ。）の実用化及び標準化、既存の設備等の利便性及び安全性の向上、新たな設備等の導入に係るコストの低減化等のための調査及び情報通信技術等の研究開発の促進を図るとともに、それらの成果が幅広く活用されるよう、施設設置管理者等に提供するほか、地方公共団体による移動等円滑化のための施設の整備に対する主体的な取組を尊重しつつ、地方公共団体が選択可能な各種支援措置の整備を行う。

なお、道路の移動等円滑化に関しては、国が、二以上の特定旅客施設等を相互に接続する道路で、高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものについて、一以上の経路を特定道路に指定するものとする。また、

建築物の移動等円滑化に関しては、国は、地方公共団体が、条例を定めることにより、義務付け対象となる用途の追加及び規模の引下げ並びに基準の強化を行っている状況について、地方公共団体に対して情報提供するものとする。

2 地方公共団体の責務及び講ずべき措置

地方公共団体は、地域住民の福祉の増進を図る観点から、国の施策に準じ、1に掲げる責務を果たすとともに、措置を講ずることが必要である。特に、地域の実情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置、移動等円滑化に関する地域住民の理解を深めるための広報活動等移動等円滑化を促進するために必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう努めるとともに、移動等円滑化促進方針協議会を活用すること等により移動等円滑化の進展の状況等の定期的な評価を行うよう努めることが必要である。

なお、建築物の移動等円滑化に関しては、地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、対象区域を設定して義務付け対象となる用途の追加及び規模の引き下げ並びに基準の強化をすることで地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているので、積極的な活用を努めることが必要である。また、建築物の部分のうち駅等に設けられる一定の要件を満たす通路等については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第十四項第一号の規定による容積率制限の特例を受けることが可能であるので、同法に規定する特定行政庁は、当該規定の適切な運用に努めることが重要である。

3 施設設置管理者以外の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置又は管理する者の責務

高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現するために、地下街、自由通路、駅前広場その他の高齢者、障害者等が日常生活及び社会生活において移動手段として利用し得る施設を設置し、又は管理する者においても、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。

4 国民の責務（心のバリアフリー）

国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性並びにそのために高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならない。その際、外見上分かりづらい聴覚障害、内部障害、精神障害、発達障害など、障害には多様な特性があることに留意する必要がある。

また、視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪、車椅子利用者用駐車施設への駐車等による高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、鉄道駅の利用に当たり、必要に応じ高齢者、障害者等に対する手助けすること等、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用していこうするために必要となる支援その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが求められる。

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

1-6 大阪府福祉のまちづくり条例

○大阪府福祉のまちづくり条例

平成四年十月二十八日
大阪府条例第三十六号
改正 平成七年三月一七日条例第三号
平成七年三月一七日条例第十九号
平成一二年三月三十一日条例第一〇六号
平成一四年一〇月二九日条例第一〇三号
平成一六年六月四日条例第六四号
平成一七年三月二九日条例第六六号
平成一八年三月二八日条例第五二号
平成一九年三月一六日条例第四五号
平成二〇年三月二七日条例第三九号
平成二二年三月三〇日条例第三六号
平成二二年十一月四日条例第八三号
平成二三年三月二二日条例第五七号
平成二三年一〇月三十一日条例第一二二号
平成二四年三月二八日条例第六七号
平成二四年一月一日条例第一四八号
平成二六年三月二七日条例第九七号
平成二六年一月二六日条例第一八五号
平成二七年三月二三日条例第四五号
平成二七年十二月二八日条例第一三三号
平成二九年三月二九日条例第五〇号
令和元年一月二五日条例第六一号
令和二年三月二七日条例第四二号
令和三年三月二九日条例第二八号
令和四年一〇月三十一日条例第六八号
令和五年一〇月三〇日条例第六四号
令和七年三月二七日条例第二五号
令和七年十月二四日条例第五〇号

大阪府福祉のまちづくり条例をここに公布する。

大阪府福祉のまちづくり条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 福祉のまちづくりに関する施策（第六条—第九条）

第三章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準（第十条—第三十三条）

第四章 ホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表（第三十四条—第四十条）

第五章 事前協議及び改善計画等

第一節 事前協議（第四十一条）

第二節 改善計画等（第四十二条—第四十五条）

第三節 調査、勧告及び公表（第四十六条—第四十八条）

第四節 雑則（第四十九条・第五十条）

第六章 雑則（第五十一条・第五十二条）

附則

私たち一人ひとりが自立し、生きがいをもって生活し、それぞれの立場で社会に貢献することができる真

に豊かな福祉社会の実現は、私たち全ての願いであり、また、責務でもある。

こうした社会を実現するためには、一人ひとりが一個の人間として尊重されることを基本に、社会からのサービスを平等に享受することができ、意欲や能力に応じて社会に参加することができる機会が、全ての人に均等にもたらされなければならない。

このためには、高齢者、障害者等からこれらの機会を奪いがちな物理的、心理的及び情報面の障壁を取り除くことにより、全ての人々が自らの意思で自由に移動することができ、その個性と能力を発揮して社会に参加することができる福祉のまちづくりを進めること、とりわけ、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフト両面から継続して整備し、改善することが重要である。

私たち一人ひとりが基本的人権を尊重し、お互いを大切にする心を育み、福祉のまちづくりを進めるためにたゆまぬ努力を傾けることを決意し、全ての人々が自らの意思と責任によって、自分らしい生き方や幸せを追求することができる「自立支援型福祉社会」を実現することを府民の総意として、この条例を制定する。

(平二一条例三九・平二七条例四五・令元条例六一・一部改正)

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、府の基本方針を定めてこれに基づく施策を推進し、及び都市施設を安全かつ容易に利用することができるよう整備し、もって自立支援型福祉社会の実現に資することを目的とする。

(平一四条例一〇三・平二一条例三九・一部改正)

(定義)

第二条 この条例の用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。以下「令」という。）の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 都市施設 多数の者が利用する建築物、旅客施設、道路、路外駐車場及び公園をいう。
- 二 事業者 都市施設を設置し、又は管理する者をいう。

(平一四条例一〇三・平一七条例六六・平二一条例三九・平二二条例三六・一部改正)

(府の責務)

第三条 府は、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 府は、福祉のまちづくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村の福祉のまちづくりに関する施策の策定及び実施について、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 府は、第一項の施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする。

(平一四条例一〇三・平二七条例四五・一部改正)

(事業者の責務)

第四条 事業者は、都市施設を全ての人々が安全かつ容易に利用することができるように整備、維持保全及び管理に努めるとともに、府が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(平一四条例一〇三・旧第五条繰上・一部改正、平二一条例三九・平二七条例四五・一部改正)

(府民の責務)

第五条 府民は、深い理解と相互扶助の心をもって、福祉のまちづくりに積極的に協力するよう努めなければならない。

(平一四条例一〇三・旧第六条繰上、平二一条例三九・一部改正)

第二章 福祉のまちづくりに関する施策

(施策の基本方針)

第六条 府は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づく施策を計画的に実施するものとする。

- 一 全ての府民が福祉のまちづくりに積極的に協力する気運を醸成すること。
- 二 全ての人が自らの意思で自由に移動し、安心して生活することができる都市環境の整備を進めること。
- 三 高齢者、障害者等の自由な社会参加を促すための支援を行うこと。
- 四 全ての府民が自立して共に暮らすことができる心の通った地域社会づくりを進めること。
(平一四条例一〇三・旧第七条繰上、平二一条例三九・平二七条例四五・一部改正)

(啓発及び学習の促進等)

第七条 府は、事業者及び府民が福祉のまちづくりについて理解を深めるよう啓発するとともに、福祉に関する学習を促進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 府は、高齢者、障害者等の自由な社会参加を促進するため、ボランティア活動の支援及び介助に係る人材の養成等に努めるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、府は、事業者及び府民に対し、福祉のまちづくりに関する情報の提供、技術的指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(平一四条例一〇三・旧第八条繰上・一部改正、平二一条例三九・一部改正)

(推進体制の整備)

第八条 府は、市町村、事業者及び府民と連携して福祉のまちづくりを推進する体制を整備するものとする。

(平一四条例一〇三・旧第九条繰上)

(財政上の措置)

第九条 府は、福祉のまちづくりを推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(平一四条例一〇三・旧第十条繰上)

第三章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準

(平二一条例三九・全改、平二二条例三六・改称)

第十条 削除

(平二二条例三六)

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第十一条 法第十四条第三項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第六項の規定による許可を受けた仮設建築物又は第八十七条の三第六項の規定による許可を受けた建築物（以下「仮設建築物」という。）を除く。）とする。

- 一 学校（令第五条第一号に掲げるものを除く。）
- 二 共同住宅又は寄宿舍
- 三 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第五条第九号に掲げるものを除く。）
- 四 体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設（令第五条第十一号に掲げるものを除く。）
- 五 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 六 自動車修理工場（不特定かつ多数の者が利用するものに限る。）

(平二一条例三九・全改、平二六条例一八五・令四条例六八・令七条例二五・一部改正)

(基準適合義務の対象とする特別特定建築物の建築の規模)

第十二条 法第十四条第三項の規定により条例で定める同条第一項の建築の規模は、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規模とする。

(平二一条例三九・全改)

(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

第十三条 法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に条例で付加する必要な事項（条例対象小規模特別特定建築物に係るものを除く。）は、次条から第三十条まで（第十八条第六項及び第十一項、第二十五条第四項並びに第二十九条第二項を除く。）に定めるところによる。

2 条例対象小規模特別特定建築物（別表二の項の中欄に掲げる特別特定建築物のうち、床面積の合計（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計。別表二の項において同じ。）が二百平方メートル未満のものを除く。第二十五条第二項を除き、以下同じ。）に係る法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に条例で付加する必要な事項は、令第十一条から第十三条まで、第十七条、第十八条、第二十一条及び第二十二条（令第二十四条及び第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定めるところによるほか、次条から第十七条まで、第十八条（第三項、第四項及び第八項から第十項までを除く。）、第二十二條、第二十三条、第二十五条第一項第二号（トを除く。）及び同項第三号並びに同条第四項、第二十六条、第二十七条、第二十九条並びに第三十条に定めるところによる。

（平二一条例三九・全改、令二一条例四二・令三一条例二八・令七一条例二五・令七一条例五〇・一部改正）

（廊下等）

第十四条 令第十一条の規定によるものとする廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）及びエスカレーターの上端及び下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。
- 二 次に掲げる特別特定建築物における廊下等には、手すりを設けること。

イ 病院又は診療所

ロ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）

ハ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）

（平二一条例三九・全改）

（階段）

第十五条 令第十二条の規定によるものとする階段は、段がある部分の下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

（平二一条例三九・全改）

（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）

第十六条 令第十三条の規定によるものとする傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 傾斜がある部分の下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。
- 二 その両側に、側壁又は立ち上がり部を設けること。

（平二一条例三九・全改）

（エスカレーター）

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するエスカレーターは、次に掲げるものでなければならない。

- 一 階段状のエスカレーターにあっては、踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別することができるものとする。
- 二 くし板の端部と踏み段（階段状以外の形状のエスカレーターにあっては、可動床。以下この号において同じ。）の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別す

ることができるものとする。

- 三 当該エスカレーターの行き先又は昇降方向（階段状以外の形状のエスカレーターにあっては、進入方向）を音声により知らせる設備を設けること。

（平二一条例三九・全改、令元条例六一・一部改正）

（便所）

第十八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。

- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積の合計。別表二の項を除き、以下同じ。）が千平方メートル未満の建築物においては、前項に規定する便所のうち、一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）に車椅子使用者用便所を設けなければならない。

- 3 次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が千平方メートル（公衆便所にあっては、五十平方メートル）以上のものに限る。）に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、乳幼児を座らせることができる設備及び乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、その出入口にその旨の表示を行わなければならない。ただし、乳幼児のおむつ交換をすることができる設備については、他に設ける場合は、この限りでない。

一 病院又は診療所

二 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

三 集会場又は公会堂

四 展示場

五 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

六 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署

七 博物館、美術館又は図書館

八 飲食店

九 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十 公衆便所

- 4 床面積の合計が一万平方メートル以上の建築物（共同住宅若しくは寄宿舎（以下この章において「共同住宅等」という。）又は下宿にあっては、床面積が二百平方メートル以上の集会室があるものに限る。）に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所に光により火災の発生を伝える警報装置を避難上有効な位置に設けなければならない。

- 5 令第十四条第二項若しくは第二項の規定により車椅子使用者用便所を設ける便所又は令第十四条第三項若しくは次項の規定により高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所を設ける便所は、次に掲げるものでなければならない。

一 便所（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）の出入口の付近に、男子用及び女子用の区別、便所等の配置等を点字その他規則で定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

二 洗面器又は手洗器のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、水栓を容易に操作することができるものとする。

- 6 条例対象小規模特別特定建築物においては、第一項に規定する便所のうち一以上に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所を一以上（当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設けなければならない。

- 7 令第十四条第二項若しくは第二項の規定により設ける車椅子使用者用便所又は令第十四条第三項若しくは前項の規定により高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設ける便所（第九

項に規定する便房を除く。)は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 押しボタン式その他の容易に操作することができる方式の便器の洗浄装置を設けること。
- 二 衣服を掛けるための金具等を設けること。

8 床面積の合計が五千平方メートルを超える建築物（共同住宅等又は下宿にあつては、床面積が二百平方メートル以上の集会室があるものに限る。）においては、令第十四条第二項の規定により設ける車椅子使用者用便房のうち次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数（当該数が令第十四条第二項の規定により設ける便房の数を超える場合にあつては、当該便房の数）以上に、大人のおむつ交換をすることができる長さ百五十センチメートル以上のベッド（以下「大人用介護ベッド」という。）を設け、その出入口にその旨の表示を行わなければならない。

- 一 建築物の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以下の場合
- 二 建築物の床面積の合計が一万平方メートルを超え四万平方メートル以下の場合
- 三 建築物の床面積の合計が四万平方メートルを超える場合 当該床面積の合計を平方メートルで表した数値に二万分の一を乗じて得た数（その数に未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

9 令第十四条第三項に規定する便房（床面積の合計が一万平方メートル以上の建築物（共同住宅等又は下宿にあつては、床面積が二百平方メートル以上の集会室があるものに限る。）に設けるものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 令第十四条第三項に規定する水洗器具は、温水を使用することができるものとする。
- 二 荷物を置くための棚等を設けること。
- 三 押しボタン式その他の容易に操作することができる方式の便器の洗浄装置を設けること。
- 四 衣服を掛けるための金具等を二以上設けること。

10 令第十四条第四項の規定により設けるものとする小便器は、その周囲に手すりを設けなければならない。

11 条例対象小規模特別特定建築物においては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所であつて男子用小便器を設けるものうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設け、その周囲に手すりを設けなければならない。

（平二一条例三九・全改、平二六条例一八五・令元条例六一・令七条例二五・令七条例五〇・一部改正）

（ホテル又は旅館の車椅子使用者用客室）

第十九条 令第十六条第二項の規定によるものとする車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- 二 客室の出入口に設ける戸は、引き戸とすること。ただし、自動的に開閉する構造である場合は、この限りでない。
- 三 令第十六条第二項第一号ロ及び第二号ロの規定によるものとする出入口に設ける戸は、引き戸とすること。ただし、自動的に開閉する構造である場合は、この限りでない。

2 令第十六条第二項第一号イの車椅子使用者用便房は、前条第七項第一号に掲げるものでなければならない。

（平二一条例三九・全改、平二七条例一三三・令元条例六一・令二条例四二・令七条例二五・令七条例五〇・一部改正）

（ホテル又は旅館の一般客室に係る経路）

第二十条 ホテル又は旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第六項第四号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第二条第三項に規定する簡易宿所営業の施設（以下これらを「簡易宿所等」という。）を除く。以下この条、次条及び第二十九条において同じ。）については、次に掲げる経路のそれぞれのうち一以上を、階段又は段を設けない経路（以下この条において「一般客室経路」という。）にしなければならない。

い。ただし、知事が定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

一 道等から車椅子利用者用客室以外の客室（以下「一般客室」という。）までの経路

二 ホテル若しくは旅館又はその敷地に車椅子利用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子利用者用駐車施設から一般客室までの経路

2 一般客室経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項の規定によることが困難である場合における同項の規定の適用については、同項第一号中「道等」とあるのは、「当該ホテル又は旅館の車寄せ」とする。

3 一般客室経路のうち令第十九条第一項又は第二十五条第二項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部若しくは一部となるものについては、当該一般客室経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前二項の規定は、適用しない。

（令七条例四二・追加、令七条例二五・令七条例五〇・一部改正）

（ホテル又は旅館の一般客室）

第二十一条 ホテル又は旅館の一般客室（同一の一般客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。ただし、当該一般客室内の和風の設備を有する部分で知事が定める部分（以下「和室部分」という。）については、この限りでない。

一 床面積（同一の一般客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分及び和室部分を除く。以下この条において同じ。）が十八平方メートル（二以上のベッドを置く一般客室にあつては、二十二平方メートル）未満の場合にあつては、次に掲げるものでなければならない。

イ 一般客室の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 一般客室内（次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める部分を除く。次項において同じ。）には、階段又は段を設けないこと。ただし、用途の変更をしてホテル又は旅館にする場合は、この限りでない。

(1) 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分

(2) 勾配が十二分の一を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分

(3) 浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）の内側に防水上必要な最低限度の高低差を設ける場合 当該高低差の部分

ハ 一般客室内に便所及び浴室等を設ける場合には、一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅は、七十センチメートル以上とすること。

ニ 一般客室の出入口からハの規定の適用を受ける便所及び浴室等並びに一般客室内にベッドを置く場合にあつては一以上のベッドまでの経路の幅は、八十センチメートル以上とすること。ただし、床面積が十五平方メートル（二以上のベッドを置く一般客室にあつては、十九平方メートル）未満の場合には、この限りでない。

三 床面積が十八平方メートル（二以上のベッドを置く一般客室にあつては、二十二平方メートル）未満の場合にあつては、第三号ロからホまで及び第四号ロに掲げる要件を満たすよう努めなければならない。

三 床面積が十八平方メートル（二以上のベッドを置く一般客室にあつては、二十二平方メートル）以上の場合にあつては、次に掲げるものでなければならない。

イ 第一号イ及びロに掲げるものであること。

ロ 一般客室内に便所及び浴室等を設ける場合には、一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅は、七十五センチメートル以上とすること。

ハ 一般客室の出入口からロの規定の適用を受ける便所及び浴室等並びに一般客室内にベッドを置く場

合にあつては一以上のベッドの長辺の側までの経路の幅は、八十センチメートル以上とすること。ただし、当該便所及び浴室等に至る経路が直角となる場合にあつては、当該直角となる部分における経路の幅は、百センチメートル以上とすること。

ニ ロの規定の適用を受ける便所及び浴室等は、車椅子使用者が便座、洗面台、浴槽その他の知事が定めるものに車椅子を用いて寄り付くことができる空間を確保すること。

ホ 一般客室内に、車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間を確保すること。

四 床面積が十八平方メートル（二以上のベッドを置く一般客室にあつては、二十二平方メートル）以上の場合にあつては、次に掲げる要件を満たすよう努めなければならない。

イ 一般客室並びに一般客室内の便所及び浴室等の出入口に設ける戸は、引き戸とすること。ただし、自動的に開閉する構造である場合は、この限りでない。

ロ 便所及び浴室等に、手すりを適切に配置すること。

2 用途の変更をしてホテル又は旅館にする場合における当該ホテル又は旅館の一般客室内には、階段又は段を設けないよう努めなければならない。

（令二条例四二・追加、令七条例五〇・一部改正）

（敷地内の通路）

第二十二條 令第十七条第三号の規定によるものとする傾斜路は、その両側に側壁又は立ち上がり部を設けなければならない。

（平二一条例三九・全改、令二条例四二・旧第二十条繰下、令七条例二五・一部改正）

（浴室等）

第二十三條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合には、床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。

2 浴室等のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。

一 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。

二 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。

三 出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

（平二一条例三九・全改、令元条例六一・一部改正、令二条例四二・旧第二十一条繰下・一部改正）

（共同住宅等の居住者が利用する駐車場）

第二十四條 共同住宅等に設ける主として当該共同住宅等の居住者が利用する駐車場（以下「共同住宅等居住者用駐車場」という。）には、当該共同住宅等居住者用駐車場に設ける駐車施設の数（当該共同住宅等居住者用駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該共同住宅等居住者用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下同じ。）が百以上の場合は、当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。ただし、車椅子使用者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定により設ける車椅子使用者用駐車施設は、第二十八条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けなければならない。

（令七条例五〇・追加）

（移動等円滑化経路）

第二十五條 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 令第十九条第二項第三号の規定によるものとする廊下等（次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が五千平方メートル以上のものに限る。）に設けるものに限る。）は、授乳及びおむつ交換をすることができる場所を一以上設け、その付近にその旨の表示を行うこと。ただし、他に設ける場合は、この限

りでない。

イ 病院又は診療所

ロ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

ハ 集会場又は公会堂

ニ 展示場

ホ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

ヘ 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署

ト 博物館、美術館又は図書館

チ 飲食店

リ 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

二 令第十九条第二項第五号の規定によるものとするエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

イ 籠及び昇降路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設けること。

ロ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものをはめ込み、又はその他の装置を設けることにより、籠の外部から籠内を見ることができ構造とすること。

ハ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。

ニ 籠内の左右両面の側板に、手すりを設けること。

ホ 籠内に設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）に、停電等の非常の場合に外部の対応の状況を表示する聴覚障害者に配慮した装置を設けること。

ヘ 令第十九条第二項第五号ホの規定により設けるものとする制御装置は、次に掲げるものであること。

（1） 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有すること。

（2） 籠内に設けるもののうち一以上は、呼びボタン付きのインターホン有すること。

ト 令第十九条第二項第五号チの規定によるものとするエレベーターにあっては、同号ホの規定により設けるものとする制御装置は、籠内の左右両面（二の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する機能を有するものにあつては、片面）の側板に設けること。

チ 令第十九条第二項第五号リの規定によるものとするエレベーター及び乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

（1） 制御装置は、押しボタン式とすること。

（2） 乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、視覚障害者に対し制御装置の存在を示すために、点状ブロック等を敷設すること。

三 令第十九条第二項第七号の規定によるものとする敷地内の通路は、当該通路を横断する排水溝を設ける場合には、その蓋は、つえ、車椅子のキャスター等が落ちないものとする。

2 建築物（条例対象小規模特別特定建築物を除く。）に、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路（当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。）のうち一以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

3 前項に規定する経路のうち令第十九条第一項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となるものについては、当該移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前項の規定は、適用しない。

4 条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路は、令第二十六条第一項（同条第三項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、令第十九条（第二項第五号チを除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。

(平二一条例三九・全改、平二七条例四五・令元条例六一・一部改正、令二条例四二・旧第二十二
条繰下、令三条例二八・令七条例二五・一部改正、令七条例五〇・旧第二十四条繰下)

(案内設備)

第二十六条 令第二十一条第一項又は第二項の規定により設けるものとする設備は、移動等円滑化の措置がとられた車椅子使用者用便房に大人用介護ベッドを設ける場合には、当該大人用介護ベッドの配置を表示しなければならない。

2 令第二十一条第三項の案内所は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとしなければならない。

(平二一条例三九・全改、令元条例六一・一部改正、令二条例四二・旧第二十三条繰下、令七条例二五・一部改正、令七条例五〇・旧第二十五条繰下・一部改正)

(案内設備までの経路)

第二十七条 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の段がある部分又は傾斜がある部分の下端に近接する部分(視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める部分を除く。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

二 段を設ける場合には、回り段としないこと。

(平二一条例三九・全改、令二条例四二・旧第二十四条繰下、令七条例五〇・旧第二十六条繰下)

(共同住宅等に係る経路)

第二十八条 共同住宅等については、次に掲げる経路のそれぞれのうち一以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

一 道等から住戸(寄宿舎にあつては、寝室。以下同じ。)までの経路(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設ける場合にあつては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)

二 共同住宅等又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合には、住戸から当該車椅子使用者用便房までの経路

三 共同住宅等又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設から住戸までの経路

2 前項の規定により移動等円滑化経路にする経路を構成するエレベーターについての令第十九条第二項第五号の規定の適用については、同号イ中「利用居室」とあるのは、「利用居室若しくは住戸」とする。

3 第一項第一号に掲げる経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により令第十九条第二項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道等」とあるのは、「当該共同住宅等の中寄せ」とする。

4 第一項各号に掲げる経路のうち令第十九条第一項又は第二十五条第二項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部若しくは一部となるものについては、当該移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前三項の規定は、適用しない。

(平二一条例三九・全改、令元条例六一・一部改正、令二条例四二・旧第二十五条繰下・一部改正、令七条例二五・一部改正、令七条例五〇・旧第二十七条繰下・一部改正)

(増築等に関する適用範囲)

第二十九条 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含み。第一号において「増築等」という。)をする場合には、第十四条から第十八条まで、第二十二條、第二十三條及び第二十五条から第二十七条までの規定(ホテル又は旅館(簡易宿所等を含む。)にあつては第十四条から第十九条まで、第二十二條、第二十三條及び第二十五条から第二十七条まで、ホテル又は旅館にあつては第二十条及び第二十一条、共同住宅等にあつては第十四条から第十八条まで及び第二十二條から前条までの規定)は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一 当該増築等に係る部分

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室、ホテル又は旅館の一般客室並びに共同住宅等の住戸(以

下この条において「利用居室等」という。)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

四 第一号に掲げる部分にある利用居室等(当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等)から車椅子使用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

六 共同住宅等居住者用駐車場

七 車椅子使用者用駐車施設(前二号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第一号に掲げる部分にある利用居室等(当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

2 条例対象小規模特別特定建築物の増築又は改築(用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。)については、令第二十六条第二項の規定にかかわらず、令第二十三条の規定を準用する。この場合において、同条中「第十一条から前条まで」とあるのは、「第十一条から第十三条まで、第十七条、第十八条、第十九条(第二項第五号を除く。)及び第二十条から前条まで」と読み替えるものとする。

(平二一条例三九・全改、令元条例六一・一部改正、令二条例四二・旧第二十六条繰下・一部改正、令三条例二八・令七条例二五・一部改正、令七条例五〇・旧第二十八条繰下・一部改正)

(特別特定建築物に追加した特定建築物及び公立小学校等に関する読替え)

第三十条 第十一条各号に掲げる特定建築物及び令第五条第一号に規定する公立小学校等についての第十七条、第十八条第一項から第四項まで及び第十一項、第二十三条第一項並びに前条第一項第三号及び第五号の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

(平二一条例三九・全改、令二条例四二・旧第二十七条繰下・一部改正、令三条例二八・令七条例二五・一部改正、令七条例五〇・旧第二十九条繰下・一部改正)

(仮設建築物に対する特例)

第三十一条 第十四条から前条までの規定は、仮設建築物については、適用しない。

(平二一条例三九・全改、令二条例四二・旧第二十八条繰下、令七条例五〇・旧第三十条繰下)

(制限の緩和)

第三十二条 第十一条から第三十条までの規定は、その構造、敷地の状況又は利用の目的上やむを得ないと所管行政庁が認める特別特定建築物については、適用しない。

2 第十四条から第三十条までの規定は、これらの規定を適用する場合と同等以上に高齢者、障害者等が円滑に利用することができる所管行政庁が認める特別特定建築物については、適用しない。

(平二一条例三九・全改、令元条例六一・一部改正、令二条例四二・旧第二十九条繰下・一部改正、令七条例五〇・旧第三十一条繰下・一部改正)

(市町村が条例を定める場合の適用除外)

第三十三条 市町村が法第十四条第三項の規定に基づき制定する条例に規定する事項がこの章に規定する事項と同一の事項である場合にあっては、知事が規則で定めるところにより市町村を指定して、この章の当該同一の事項に係る規定は、当該市町村の区域において適用しないこととする。

(平二一条例三九・全改、令二条例四二・旧第三十条繰下、令七条例五〇・旧第三十二条繰下)

第四章 ホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表

(令二条例四二・追加、令七条例五〇・旧第三十二条繰下)

(移動等円滑化情報公表計画書の届出等)

第三十四条 第二十一条の規定の適用を受けるホテル又は旅館の営業を営む者(以下「新設等営業者」という。)は、次に掲げる事項を記載したホテル又は旅館の移動等円滑化に関する情報であって規則で定めるもの(以下「移動等円滑化情報」という。)の公表に係る計画書(以下「移動等円滑化情報公表計画書」

という。)を作成し、当該ホテル又は旅館の営業を開始する前の時期で規則で定める時期までに、知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 ホテル又は旅館の名称及び所在地
- 三 ホテル又は旅館の概要
- 四 移動等円滑化情報の内容
- 五 公表の方法

2 第二十一条の規定の適用を受けないホテル又は旅館の営業を営む者（以下「既設等営業者」という。）は、前項の移動等円滑化情報公表計画書を作成し、知事に届け出ることができる。

3 知事は、前二項の規定による移動等円滑化情報公表計画書の届出があったときは、これを取りまとめて、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

（令二条例四二・追加、令七条例五〇・旧第三十二条繰下）

（新設等のホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表）

第三十五条 新設等営業者は、その営業を開始する日までに、前条第一項の規定により届出をした移動等円滑化情報公表計画書に従って、当該ホテル又は旅館の移動等円滑化情報をインターネットの利用その他の規則で定める方法（以下「インターネット等」という。）により、公表しなければならない。

（令二条例四二・追加、令七条例五〇・旧第三十四条繰下）

（既設等のホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表）

第三十六条 第三十四条第二項の規定により移動等円滑化情報公表計画書の届出をした既設等営業者は、当該移動等円滑化情報公表計画書に従って、当該ホテル又は旅館の移動等円滑化情報をインターネット等により、公表しなければならない。

2 第三十四条第二項の移動等円滑化情報公表計画書の届出をしない既設等営業者は、ホテル又は旅館の移動等円滑化情報をインターネット等により自主的に公表するよう努めるものとする。

（令二条例四二・追加、令七条例五〇・旧第三十五条繰下・一部改正）

（移動等円滑化情報公表計画書の変更の届出）

第三十七条 第三十四条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第一項各号に掲げる事項を変更したとき（旅館業法第三条の二、第三条の三又は第三条の四の規定により営業者の地位を承継した場合を含む。次条において同じ。）は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第三十四条第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（令二条例四二・追加、令五条例六四・一部改正、令七条例五〇・旧第三十六条繰下・一部改正）

（報告の徴収）

第三十八条 知事は、第四章の規定の施行に必要な限度において、第三十四条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定による届出をした者に対し、移動等円滑化情報の公表の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、速やかに知事に報告しなければならない。

（令二条例四二・追加、令七条例五〇・旧第三十七条繰下・一部改正）

（勧告）

第三十九条 知事は、新設等営業者又は既設等営業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、その行為について正当な理由がないと認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 一 第三十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第三十四条第二項の規定による届出について虚偽の届出をしたとき。
- 三 第三十五条又は第三十六条第一項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前条第一項の規定による報告の求めに応じないとき。

（令二条例四二・追加、令七条例五〇・旧第三十八条繰下・一部改正）

(勧告に従わない者の公表)

第四十条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称及び住所、当該勧告の対象となったホテル又は旅館の名称及び所在地並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。

(令二条例四二・追加、令七条例五〇・旧第三十九条線下)

第五章 事前協議及び改善計画等

(平二一条例三九・改称、令二条例四二・旧第四章線下)

第一節 事前協議

(平二一条例三九・旧第二節線下)

第四十一条 事業者は、次に掲げる都市施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるかどうかの確認を行い、当該工事に着手する前に、その計画について知事に協議しなければならない。

一 集会場(床面積が二百平方メートル以上の集会室があるものを除く。)

二 コンビニエンスストア(主として飲食料品その他の最寄り品の販売業を営む店舗のうち、床面積の合計が三十平方メートル以上二百五十平方メートル未満で、一日当たりの営業時間が十四時間以上のものをいう。)(床面積の合計が百平方メートル以上二百平方メートル未満のものに限る。)

三 事務所(床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限る。)

四 ダンスホール(床面積の合計が千平方メートル以上のものに限る。)

五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗(床面積の合計が五十平方メートル以上二百平方メートル未満のものに限る。)

六 工場(自動車修理工場を除き、床面積の合計が三千平方メートル以上のものに限る。)

七 神社、寺院、教会その他これらに類するもの(床面積の合計が三百平方メートル以上のものに限る。)

八 火葬場

九 消防法(昭和三十二年法律第百八十六号)第八条の二第一項に規定する地下街

十 道路法(昭和三十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路(専ら自動車の交通の用に供するもの、法第二条第十号に規定する特定道路及び都市計画法(昭和三十二年法律第百号)第三十二条第一項又は第二項の規定による協議において高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるかどうかの確認が行われるものと知事が認めるものを除く。)

十一 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為により設置される公園(同法第三十三条第一項第二号に掲げる基準に従って設置されるもの限り、同法第三十二条第一項又は第二項の規定による協議において高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるかどうかの確認が行われるものと知事が認めるものを除く。)

十二 遊園地、動物園又は植物園(都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園に設けられる公園施設であるものを除く。)

十三 港湾法(昭和三十五年法律第百十八号)第二条第五項第九号の三に規定する港湾環境整備施設である緑地

十四 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設のうち、護岸、砂浜その他公衆の利用のため整備されるもの

2 事業者は、前項の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、高齢者、障害者等が前項の規定による協議(以下「事前協議」という。))に係る都市施設を安全かつ容易に利用することができるかどうかの確認を行い、その結果を速やかに知事に届け出なければならない。

(平一四条例一〇三・旧第十五条線下、平二一条例三九・旧第十四条線下・一部改正、令元条例六

一・一部改正、令二条例四二・旧第三十一条線下、令三条例二八・一部改正、令七条例五〇・旧第四十条線下)

第二節 改善計画等

(平二条例三九・旧第三節線下)

(現況調査)

第四十二条 事業者は、知事が要請したときは、この条例の施行の際現に存する次に掲げる都市施設（現に設置の工事中のものを含む。以下「既存施設」という。）について、規則で定めるところにより、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるかどうかの調査（以下「現況調査」という。）を行い、その結果を知事に報告しなければならない。

- 一 学校
- 二 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場（床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。）
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場（床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。）
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（床面積の合計が五百平方メートル以下のものを除く。）
- 七 ホテル又は旅館（床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。）
- 八 次に掲げる事務所
 - イ 四、地方公共団体その他規則で定める者の事務の用に供する事務所
 - ロ 電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業の用に供する事務所
 - ハ 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）第五条の規定による改正前のガス事業法（昭和三十九年法律第五十一号）第二条第一項に規定する一般ガス事業の用に供する事務所
 - ニ 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十五号）第二条の規定による改正前の電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第六条第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供する事務所
 - ホ 冠婚葬祭に関する事業の用に供する事務所（床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。）
 - ヘ イからホまでに掲げる事務所以外の事務所（床面積の合計が五千平方メートル以下のものを除く。）
- 九 共同住宅又は寄宿舎（住戸の数が五十以下のものを除く。）
- 十 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十九条第一項に規定する児童福祉施設等
- 十一 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場若しくはスポーツの練習場又は遊技場（床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。）
- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場（床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。）
- 十四 飲食店（床面積の合計が五百平方メートル以下のものを除く。）
- 十五 ダンスホール（床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。）
- 十六 銀行
- 十七 火葬場
- 十八 法第二条第六号に規定する旅客施設
- 十九 消防法第八条の二第一項に規定する地下街
- 二十 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園
- 二十一 遊園地、動物園又は植物園（前号の都市公園に設けられる公園施設であるものを除く。）
- 二十二 港湾法第二条第五項第九号の三に規定する港湾環境整備施設である緑地

二十三 駐車場法（昭和三十一年法律第百六号）第十二条の規定による届出をしなければならない路外駐車場（機械式のものを除く。）

（平一四条例一〇三・旧第十六条線上、平二一条例三九・旧第十五条線下・一部改正、平二七条例一三三・平二九条例五〇・令元条例六一・一部改正、令二条例四二・旧第三十二条線下、令三条例二八・一部改正、令七条例五〇・旧第四十一条線下・一部改正）

（改善計画の作成の要請）

第四十三条 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、規則で定めるところにより、高齢者、障害者等が既存施設を安全かつ容易に利用することができるようにするための工事の計画（以下「改善計画」という。）を作成し、届け出をすることを求めることができる。

2 知事は、改善計画の届出があったときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る改善計画について、指導及び助言を行うものとする。

（平一四条例一〇三・旧第十七条線上、平二一条例三九・旧第十六条線下・一部改正、令元条例六一・一部改正、令二条例四二・旧第三十三条線下、令七条例五〇・旧第四十二条線下）

（改善計画の変更）

第四十四条 事業者は、やむを得ない場合にあつては、改善計画を変更することができる。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、変更に係る改善計画を知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により改善計画を変更した場合について準用する。

（平一四条例一〇三・旧第十八条線上、平二一条例三九・旧第十七条線下・一部改正、令二条例四二・旧第三十四条線下、令七条例五〇・旧第四十三条線下）

（定期報告）

第四十五条 事業者は、規則で定めるところにより、定期に、改善計画に基づく工事の実施の状況を知事に報告しなければならない。

（平一四条例一〇三・旧第十九条線上、平二一条例三九・旧第十八条線下、令二条例四二・旧第三十五条線下、令七条例五〇・旧第四十四条線下）

第三節 調査、催告及び公表

（平二一条例三九・旧第四節線上、令七条例五〇・旧第四十四条線下）

（立入調査）

第四十六条 知事は、必要があると認めるときは、その職員に、事前協議に係る第四十一条第一項各号に掲げる都市施設又は現況調査に係る既存施設に立ち入り、当該都市施設又は既存施設の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（平一四条例一〇三・旧第二十条線上・一部改正、平二一条例三九・旧第十九条線下・一部改正、令二条例四二・旧第三十六条線下・一部改正、令七条例五〇・旧第四十五条線下・一部改正）

（催告）

第四十七条 知事は、事業者が事前協議を行わずに工事（第四十一条第一項の工事をいう。次項において同じ。）に着手したときは、その計画について協議を行うべきことを催告することができる。

2 知事は、事業者が事前協議と異なる工事を行ったときは、当該事前協議に基づく工事を行うことその他必要な措置を講ずべきことを催告することができる。

3 知事は、事業者が現況調査及びその結果の報告を行わないときは、現況調査及びその結果の報告を行うべきことを催告することができる。

4 知事は、事業者が改善計画の作成及び届出を行わないときは、改善計画の作成及び届出を行うべきことを催告することができる。

（平一四条例一〇三・旧第二十一条線上・一部改正、平二一条例三九・旧第二十条線下・一部改正、令二条例四二・旧第三十七条線下・一部改正、令七条例五〇・旧第四十六条線下・一部改正）

（公表）

第四十八条 知事は、前条第一項及び第二項の規定による勧告をした場合において、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

(平七条例三・一部改正、平一四条例一〇三・旧第二十二條線上、平二一条例三九・旧第二十一條線下、令二条例四二・旧第三十八條線下、令七条例五〇・旧第四十七條線下)

第四節 雑則

(平二一条例三九・旧第五節線上・改称)

(仮設建築物等に対する特例)

第四十九条 第四十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。

一 仮設建築物

二 建築基準法第三条第一項各号に掲げる建築物

三 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第四百二十二条に規定する伝統的建造物群保存地区内において同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物

(平二一条例三九・追加、令二条例四二・旧第三十九條線下・一部改正、令七条例五〇・旧第四十八條線下・一部改正)

(国等に関する特例)

第五十条 第四十一条から前条までの規定は、国、府、市町村その他規則で定める者については、適用しない。

2 知事は、国、市町村その他規則で定める者に対し、その者が設置し、又は管理する都市施設について、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるかどうかについての状況その他必要と認める事項に関する報告を求めることができる。

(平一四条例一〇三・旧第二十三條線上・一部改正、平二一条例三九・旧第二十二條線下・一部改正、令元条例六一・一部改正、令二条例四二・旧第四十條線下・一部改正、令七条例五〇・旧第四十九條線下・一部改正)

第六章 雑則

(令二条例四二・旧第五章線下)

(事務処理の特例)

第五十一条 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって府の区域内に存する町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該町又は村が処理することとする。

一 法第十二条第一項及び第二項の規定による届出の受理に関する事務

二 法第十二条第三項の規定による命令に関する事務

三 法第五十三条第二項の報告の徴収並びに同項の規定による立入検査及び質問に関する事務(特定路外駐車場に係るものに限る。)

2 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第四十一条第一項第一号から第八号までに掲げる都市施設に係るものに限る。)であって大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、羽曳野市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。

一 第四十一条第一項の規定による協議に関する事務

二 第四十一条第二項の規定による届出の受理に関する事務

三 第四十六条第一項の規定による事前協議に係る都市施設への立入調査に関する事務

四 第四十七条第一項及び第二項の規定による勧告に関する事務

五 第四十八条第一項の規定による公表及び同条第二項の意見の聴取に関する事務

3 前項第一号及び第二号に掲げる事務(第四十一条第一項第一号から第八号までに掲げる都市施設に係るものに限る。)であって、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨

木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、羽曳野市及び東大阪市を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

(平二二条例三六・追加・一部改正、平二二条例八三・平二三条例五七・平二三条例一二二・平二四条例六七・平二四条例一四八・平二六条例九七・平二七条例四五・令元条例六一・一部改正、令二条例四二・旧第四十一条線下・一部改正、令七条例五〇・旧第五十条線下・一部改正)

(規則への委任)

第五十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二二条例一〇六・旧第二十四条線下、平一四条例一〇三・旧第二十五条線下、平二二条例三九・旧第二十四条線下、平二四条例一四八・一部改正、令二条例四二・旧第四十二条線下、令七条例五〇・旧第五十一条線下)

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成五年規則第四号で平成五年四月一日から施行)

附 則 (平成七年条例第三号)

(施行期日)

1 この条例は、平成七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に大阪府消費者保護条例第二十五条第二項又は大阪府福祉のまちづくり条例第二十二條第二項の規定により行われた聴聞又は聴聞のための手続は、改正後の大阪府消費者保護条例第二十五条第二項又は大阪府福祉のまちづくり条例第二十二條第二項の規定により行われたものとみなす。

附 則 (平成七年条例第一九号)

(施行期日)

1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する都市施設(現に設置の工事中のものを含む。)に係るエレベーターの整備基準については、第二条の規定による改正後の大阪府福祉のまちづくり条例第十一条第二項第一号ニの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年条例第一〇六号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年条例第一〇三号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する改正後の大阪府福祉のまちづくり条例第二条第一号に規定する都市施設(現に設置の工事中のものを含む。)に係る整備基準については、改正後の同条例第十条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年条例第六四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年条例第六六号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年条例第五二号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年条例第四五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年条例第三九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に工事中の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十七号に規定する特別特定建築物及び改正後の大阪府福祉のまちづくり条例（以下「新条例」という。）第十一条各号に掲げる特定建築物（次項においてこれらを「特別特定建築物」という。）の同法第二条第十九号に規定する建築又は修繕若しくは模様替（修繕又は模様替にあつては、同条第十八号に規定する建築物特定施設に係るものに限る。）については、新条例第三章の規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に存する特別特定建築物で、規則で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、新条例第三章の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行前にした改正前の大阪府福祉のまちづくり条例（以下「旧条例」という。）第十五条の規定による要請、旧条例第十六条第一項の規定による届出の求め及び同条第二項（旧条例第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指導及び助言並びに旧条例第二十条の規定による勧告は、それぞれ新条例第三十二条の規定によりした要請、新条例第三十三条第一項の規定によりした届出の求め及び同条第二項（新条例第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりした指導及び助言並びに新条例第三十七条の規定によりした勧告とみなし、この条例の施行前にされた旧条例第十四条第一項の規定による協議、同条第二項、旧条例第十六条第一項又は第十七条第一項の規定による届出及び旧条例第十五条又は第十八条の規定による報告は、それぞれ新条例第三十一条第一項の規定によりされた協議、同条第二項、新条例第三十三条第一項又は第三十四条第一項の規定によりされた届出及び旧条例第三十二条又は第三十五条の規定によりされた報告とみなす。
- 5 旧条例第十四条第一項の規定による協議に係る特定施設であつて、この条例の施行の日前に同条第二項の規定による届出がされていないものについては、新条例第三十一条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 前項に規定する特定施設については、旧条例第十二条の規定は、なおその効力を有する。
附 則（平成二二年条例第三六号）
この条例中第一条の規定は平成二十二年四月一日から、第二条の規定は同年七月一日から、第三条の規定は同年十月一日から施行する。
附 則（平成二二年条例第八三号）
この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。
附 則（平成二三年条例第五七号）
この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
附 則（平成二三年条例第一二二号）
この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。
附 則（平成二四年条例第六七号）
この条例中第一条の規定は平成二十四年四月一日から、第二条の規定は同年十月一日から施行する。
附 則（平成二四年条例第一四八号）
この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。
附 則（平成二六年条例第九七号）
この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則（平成二六年条例第一八五号）
(施行期日)
- 1 この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に工事中の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十六号に規定する特定建築物及び同条第十七号に規定する特別特定建築物の同条第十九号に規定する建築又は修繕若しくは模様替（修繕又は模様替にあつては、同条第十八号に規定す

る建築物特定施設に係るものに限る。)については、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例第十一条、第十八条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二十七年条例第四五号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年条例第一三三号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年条例第五〇号)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年条例第六一号)

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年条例第四二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年九月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大阪府福祉のまちづくり条例(以下「新条例」という。)第十九条から第二十一条まで及び第二十八条の規定は、この条例の施行の日以後に着手する建築(特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二条第十七号に規定する特別特定建築物をいう。以下同じ。))を新築し、増築し、若しくは改築すること又は用途の変更をして特別特定建築物にすることをいう。以下この項において同じ。)及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、この条例の施行の前日に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)附則第四条第五号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、新条例第十九条から第二十一条まで及び第二十八条の規定は適用しない。

附 則 (令和三年条例第二八号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に工事中の改正前の大阪府福祉のまちづくり条例別表一の項及び二の項の中欄に掲げる特別特定建築物の建築(建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。)又は修繕若しくは模様替については、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和四年条例第六八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年条例第六四号)抄

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(令和五年規則第七七号で令和五年一月一三日から施行)

附 則 (令和七年条例第二五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大阪府福祉のまちづくり条例(以下「新条例」という。)第十一条、第十三条、第十八条及び第二十九条の規定は、この条例の施行の日以後に着手する建築(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促

進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十九号に規定する特別特定建築物及び新条例第十一条各号に掲げる特定建築物（以下「特別特定建築物」という。）を新築し、増築し、若しくは改築すること又は用途の変更をして特別特定建築物にすることをいう。以下同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、この条例の施行の日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

附 則（令和七年条例第五〇号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大阪府福祉のまちづくり条例（以下「新条例」という。）第十三条、第十八条、第二十四条、第二十六条、第二十九条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に着手する建築（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十九号に規定する特別特定建築物及び新条例第十一条各号に掲げる特定建築物（以下「特別特定建築物」という。）を新築し、増築し、若しくは改築すること又は用途の変更をして特別特定建築物にすることをいう。以下同じ。）又は修繕若しくは模様替及び当該建築又は修繕若しくは模様替をした特別特定建築物の維持について適用し、この条例の施行の日前に着手した建築又は修繕若しくは模様替及び当該建築又は修繕若しくは模様替をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

別表（第十二条関係）

（平二二条例三九・追加、平二六条例一八五・平二七条例四五・令二条例四二・令三条例二八・令七条例二五・令七条例五〇・一部改正）

項	区分	規模
一	学校	全て
	病院又は診療所	
	集会場（床面積が二百平方メートル以上の集会室があるものに限る。）又は公会堂	
	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	博物館、美術館又は図書館	
二	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	床面積の合計一〇〇平方メートル（用途の変更の場合にあっては、当該用途の変更に係る部分の床面積二〇〇平方メートル）
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
	飲食店	
三	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	床面積の合計二〇〇平方メートル
	自動車修理工場（不特定かつ多数の者が利用するものに限る。）	
四	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計五〇〇平方メートル
	展示場	
	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	
五	ホテル又は旅館	床面積の合計一、〇〇〇平方メートル
	体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	

	公衆浴場	
	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
六	共同住宅	床面積の合計二、〇〇〇平方メートル又は住戸の数二〇（令第十四条、第十八条及び第二十一条並びに第十八条、第二十三条、第二十四条及び第二十六条の規定の適用並びに道等から地上階に設ける住戸（地上階に住戸を設けず、かつ、エレベーターを設ける場合にあつては、地上階にある当該エレベーターの昇降路の出入口）までの経路以外の部分についての令第十一条から第十三条まで、第十七条、第十九条及び第二十条並びに第十四条から第十七条まで、第二十二條、第二十五条及び第二十八条の規定の適用については、五〇）
六	寄宿舎	床面積の合計二、〇〇〇平方メートル又は住戸の数五〇

備考 この表に掲げる特別特定建築物には、仮設建築物を含まない。

1-7 大阪府福祉のまちづくり条例施行規則

大阪府福祉のまちづくり条例施行規則〔平成5年1月29日大阪府規則第5号〕

改正	平成	7年	4月21日	規則第	38号
	平成	9年	9月24日	規則第	75号
	平成	12年	11月10日	規則第	268号
	平成	14年	11月29日	規則第	115号
	平成	17年	3月31日	規則第	92号
	平成	19年	3月16日	規則第	13号
	平成	19年	9月28日	規則第	97号
	平成	19年	12月19日	規則第	115号
	平成	21年	8月21日	規則第	70号
	令和	元年	6月17日	規則第	30号
	令和	元年	12月19日	規則第	59号
	令和	2年	3月30日	規則第	53号
	令和	7年	3月28日	規則第	38号
	令和	7年	12月24日	規則第	86号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年大阪府条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則の用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）及び条例の定めるところによる。

(視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分)

第3条 条例第14条第一号ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定めるものである場合とする。

- 一 階段又は傾斜路の下端に近接する廊下等の部分 次のいずれかに該当するもの
 - イ 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の下端に近接するもの
 - ロ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の下端に近接するもの
 - ハ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの
- 二 エスカレーターの上端及び下端に近接する廊下等の部分 前号ハに該当するもの

(視覚障害者の利用上支障がない階段の部分)

第4条 条例第15条ただし書の規則で定める場合は、段がある部分の下端に近接する踊場の部分が前条第一号ハに該当するもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

(視覚障害者の利用上支障がない、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路の部分)

第5条 条例第16条第一号ただし書の規則で定める場合は、傾斜がある部分の下端に近接する踊場の部分が第3条第一号イからハまでのいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

(男子用及び女子用の区別、便房等の配置等を視覚障害者に示す方法)

第6条 条例第18条第5項第一号の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り（その前の床面に視覚障害者に対しその存在を示すために点状ブロック等を敷設するものに限る。）
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

(視覚障害者の利用上支障がない便所)

第7条 条例第18条第5項第一号ただし書の規則で定める場合は、第3条第一号ハに該当するものである場合とする。

(車椅子使用者の利用上支障がない、共同住宅等の居住者が利用する駐車場)

第8条 条例第24条第1項ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 共同住宅等に設ける主として当該共同住宅等の居住者が利用する駐車場（以下「共同住宅等居住者用駐車場」という。）が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（以下「共同住宅等居住者用機械式駐車場」という。）である場合であって、当該共同住宅等居住者用機械式駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数及び車椅子使用者用駐車場施設以外の車椅子使用者が円滑に乗降することが可能な駐車施設の数の合計数が条例第24条第1項に定める数以上であるとき
- 二 共同住宅等居住者用機械式駐車場及び共同住宅等居住者用機械式駐車場以外の共同住宅等居住者用駐車場を設ける場合であって、当該共同住宅等居住者用機械式駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数及び車椅子使用者用駐車場施設以外の車椅子使用者が円滑に乗降することが可能な駐車施設の数並びに当該共同住宅等居住者用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該共同住宅等居住者用駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該共同住宅等居住者用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が条例第24条第1項に定める数以上であるとき
- 三 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）を行う場合であつて、当該増築等に係る部分に設ける共同住宅等居住者用駐車場に設ける駐車施設の数（当該増築等に係る部分に共同住宅等居住者用駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該共同住宅等居住者用駐車場に設ける駐車施設の総数。）に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）以上の車椅子使用者用駐車場施設（共同住宅等居住者用機械式駐車場に設ける車椅子使用者用駐車場施設以外の車椅子使用者が円滑に乗降することが可能な駐車施設を含む。）を設けるときの

(視覚障害者の利用上支障がない、案内設備までの経路の部分)

第9条 条例第27条第一号の規則で定める部分は、第3条第一号イ若しくはロに該当するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等とする。
(制限の緩和に関する認定の申請)

第10条 条例第32条の規定による知事の認定を受けようとする者は、大阪府福祉のまちづくり条例第32条の規定による認定申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の大阪府福祉のまちづくり条例第32条の規定による認定申請書には、知事が必要であると認める図書又は書面を添付しなければならない。

(移動等円滑化情報公表計画書の届出等)

第11条 条例第34条第1項及び第2項の規定による届出は、移動等円滑化情報公表計画書(様式第2号)を提出して行わなければならない。

2 条例第34条第1項の規則で定める情報は、次に掲げる事項とする。

- 一 駐車場の有無及び駐車場がある場合にあっては、車椅子利用者用駐車施設の有無
- 二 道等及び車椅子利用者用駐車施設からホテル又は旅館の主たる出入口(以下「主たる出入口」という。)までの経路における段差の有無並びに段差がある場合にあっては、傾斜路の設置の有無並びに当該経路における知事が別に定める視覚障害者を誘導する設備の有無
- 三 主たる出入口の戸の構造
- 四 案内所及び点字その他の方法により視覚障害者が円滑に利用することができる案内設備の有無並びに主たる出入口から当該案内所及び当該案内設備までの経路における知事が別に定める視覚障害者を誘導する設備の有無
- 五 エレベーターの有無及びエレベーターがある場合にあっては、政令第19条第2項第五号に規定するエレベーターの有無
- 六 不特定かつ多数の者が利用する客室以外の部分(以下「共用部分」という。)における車椅子利用者用便房その他知事が別に定める高齢者、障害者等が円滑に利用することができる設備を設けた便房の有無
- 七 共用部分における条例第23条に規定する構造の浴室等の有無及び貸し切って利用することができる浴室等の有無
- 八 共用部分における乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房及び乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便所の有無並びに授乳及び乳幼児のおむつ交換をすることができる場所の有無
- 九 次に掲げる客室の有無並びに当該客室がある場合にあっては、当該客室の敷その他の知事が別に定める当該客室に係る情報の公表の有無
 - (1) 条例第21条第1項第一号に掲げる要件を満たす一般客室
 - (2) 条例第21条第1項第三号に掲げる要件を満たす一般客室

(3) 車椅子利用者用客室

(4) (1)から(3)までに掲げる客室以外の客室

十 車椅子等の貸出しその他の知事が別に定めるサービス

十一 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 前項各号に掲げる事項の表示は、日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項に規定する日本産業規格をいう。）Z 8210 に適合する図記号を用いるなど、高齢者、障害者等に分かりやすい表示としなければならない。

4 条例第 34 条第 1 項の規則で定める時期は、営業を開始する日の 14 日前とする。

5 条例第 34 条第 3 項（条例第 37 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 図書の縦覧

二 インターネットの利用

（ホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表の方法）

第 12 条 条例第 35 条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 インターネットの利用

二 パンフレットその他これに類するものへの掲載

三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

2 条例第 34 条の規定による情報の公表は、原則として前項第一号に掲げる方法により行うものとする。

（移動等円滑化情報公表計画書の変更の届出）

第 13 条 条例第 37 条第 1 項の規定による届出は、当該変更をした日から 30 日以内に、移動等円滑化情報公表計画書変更届出書（様式第 3 号）を提出して行わなければならない。

（事前協議）

第 14 条 条例第 41 条第 1 項の規定による協議は、都市施設設置工事事前協議書（様式第 4 号）を提出して行わなければならない。

2 前項の都市施設設置工事事前協議書には、都市施設事前協議項目表（様式第 5 号）を添付しなければならない。

3 知事が必要と認める場合においては、前項の都市施設事前協議項目表のほか、参考となる図書又は書面を添付させることがある。

（工事完了の届出）

第 15 条 条例第 41 条第 2 項の規定による届出は、都市施設設置工事完了届出書（様式第 6 号）を提出して行わなければならない。

2 知事が必要と認める場合においては、前項に規定する書面のほか、参考となる図書又は書面を添付させることがある。

（現況調査の結果の報告）

第 16 条 条例第 42 条の規定による現況調査の結果の報告は、それぞれの事業者について

知事が定める期限までに、既存施設現況調査結果報告書（様式第 7 号）を提出して行わなければならない。

2 現況調査を行う既存施設が建築物である場合は、前項の既存施設現況調査結果報告書には、既存施設現況調査項目表（様式第 8 号）を添付しなければならない。

（同等に準ずる者）

第 17 条 条例第 42 条第八号イ及び第 50 条の規則で定める者は、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされて建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の規定が準用される者とする

（改善計画の届出）

第 18 条 条例第 43 条第 1 項の規定による届出は、それぞれの事業者について知事が定める期限までに、既存施設改善計画届出書（様式第 9 号）を提出して行わなければならない。

2 改善計画を作成する既存施設が建築物である場合は、前項の既存施設改善計画届出書には、既存施設改善計画項目表（様式第 10 号）を添付しなければならない。

（改善計画の変更の届出）

第 19 条 条例第 44 条第 1 項の規定による届出は、改善計画の変更後速やかに、既存施設改善計画変更届出書（様式第 11 号）を提出して行わなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（定期報告）

第 20 条 条例第 45 条の規定による報告は、改善計画を届け出た年度から起算して 2 年度又は 2 の倍数の年度を経過したごとの年度の 4 月 1 日から 12 月 25 日までに行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、改善計画に基づく工事が完了した場合にあっては、速やかにその旨を報告しなければならない。

3 前 2 項の報告は、既存施設改善工事定期報告書（様式第 12 号）を提出して行わなければならない。

4 改善計画に基づく工事を実施する既存施設が建築物である場合は、前項の既存施設改善工事定期報告書には、既存施設改善計画項目表（様式第 10 号）を添付しなければならない。

（身分証明書）

第 21 条 条例第 46 条第 2 項の証明書は、身分証明書（様式第 13 号）とする。

（書類の提出部数）

第 22 条 第 10 条、第 11 条、第 13 条から第 16 条まで、第 18 条及び第 19 条の規定により提出する書類の提出部数は、正本一部及び副本一部とする。

附則（平成 5 年規則第 5 号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附則（平成7年規則第38号）

（施行期日）

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する都市施設（現に設置の工事中のものを含む。）の整備基準に係る技術的細目については、第2条の規定による改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則別表第1及び別表第4の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

附則（平成9年規則第75号）

（施行期日）

1 この規則は、平成9年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則で定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則による改正後の規則で定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附則（平成12年規則第268号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1建築物の出入口の項の改正規定（「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める部分に限る。）は、平成13年1月6日から施行する。

附則（平成14年規則第115号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する都市施設（現に設置の工事中のものを含む。）の整備基準に係る技術的細目については、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第1（建築物の出入口の項第一号イ及びロ(1)並びに第五号イ並びに廊下の項第三号イのうち当該用途に供する部分の床面積の合計が500方メートル以下の建築物に係る部分を除く。）及び別表第2から別表第5までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則様式第一号の規定により提出されている請求書は、新規則様式第1号の規定により提出されたものとみなす。

附則（平成17年規則第92号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則(以下「旧規則」という。)の様式により提出されている協議書その他の書類は、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則(以下「新規則」という。)の様式により提出されたものとみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附則（平成19年規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則(以下「旧規則」という。)の様式により提出されている書類は、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則(以下「新規則」という。)の様式により提出されたものとみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附則(平成19年規則第97号)

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

附則(平成19年規則第115号)

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則第9条第5項及び第6項の規定は、この規則の施行の日以後に提出される特定施設設置工事事前協議書について適用し、同日前に提出された特定施設設置工事事前協議書については、なお従前の例による。

附則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 大阪府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（平成21年大阪府条例第39号）

以下「一部改正条例」という。) 附則第4項の規定により一部改正条例による改正後の大阪府福祉のまちづくり条例(以下「新条例」という。)第33条第1項の規定によりされた届出とみなされる一部改正条例による改正前の大阪府福祉のまちづくり条例(以下「旧条例」という。)第16条第1項の規定による届出に係る同項に規定する改善計画に係る新条例第34条第1項の規定による届出及び新条例第35条の規定による報告については、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則(以下「新規則」という。)様式第8号から様式第10号までの規定は適用せず、改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則(以下「旧規則」という。)様式第8号から様式第10号までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則様式第8号中「条例」とあるのは「旧条例」と、旧規則様式第9号その1中「第17条第1項」とあるのは「第34条第1項」と、「条例第13条」とあるのは「旧条例第13条」と、「大阪府建築基準法施行条例第55条」とあるのは「旧大阪府建築基準法施行条例第55条」と、旧規則様式第9号その2中「第17条第1項」とあるのは「第34条第1項」と、「条例第10条第1項ただし書」とあるのは「旧条例第10条第1項ただし書」と、旧規則様式第10号その1中「第18条」とあるのは「第35条」と、「条例第13条」とあるのは「旧条例第13条」と、「大阪府建築基準法施行条例第55条」とあるのは「旧大阪府建築基準法施行条例第55条」と、旧規則様式第10号その2中「第18条」とあるのは「第35条」とする。

- 3 一部改正条例附則第6項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第12条第1項の規定による請求については、旧規則第6条及び様式第1号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第1項中「条例」とあるのは「大阪府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例(平成21年大阪府条例第39号)附則第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の大阪府福祉のまちづくり条例」と、同号中「大阪府福祉のまちづくり条例」とあるのは「大阪府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例(平成21年大阪府条例第39号)附則第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の大阪府福祉のまちづくり条例」とする。

(類似の用途)

- 4 一部改正条例附則第3項の規則で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第17号に規定する特別特定建築物及び新条例第11条各号に掲げる特定建築物をいう。)が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

一 共同住宅又は寄宿舎

- 二 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第9号に掲げるものを除く。)

三 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの

附則(令和元年規則第30号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第二条の規定による改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている書類は、同条の規定による改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附則（令和元年規則第59号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている書類は、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附則（令和2年規則第53号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書その他の書類は、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（令和7年規則第38号）

(施行期日)

- 1 この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和七年六月一日から施行

する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「第一条改正前規則」という。）の様式により提出されている申請書その他の書類は、第一条の規定による改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「第一条改正後規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に第二条の規定による改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「第二条改正前規則」という。）の様式により提出されている都市施設事前協議項目表（建築物）は、第二条の規定による改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「第二条改正後規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際第一条改正前規則様式第十三号の規定により交付されている身分証明書で現に効力を有するものは、第一条改正後規則様式第十三号の規定により交付されたものとみなす。
- 5 第一条改正前規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、第一条改正後規則の様式により作成した用紙として使用することができる。
- 6 第二条改正前規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、第二条改正後規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附則（令和7年規則第86号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書その他の書類は、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際旧規則様式第13号の規定により交付されている身分証明書で現に効力を有するものは、新規則様式第13号の規定により交付されたものとみなす。
- 4 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

1-8 大阪府福祉のまちづくり条例の沿革と概要

福祉のまちづくり条例の沿革(主要なもの)

1 福祉の街づくり整備指針(昭和57年3月)

昭和56年6月、国連・国際障害者年を期して、福祉のまちづくり検討委員会が設置され、その検討報告を受けて、昭和57年に建築物や道路等の整備指針となる「福祉の街づくり整備指針」が策定されました。

この指針に基づき、その啓発に努めるとともに、主に府有施設の整備をはじめ公共施設の整備・改善が進められてきました。

2 大阪府建築基準法施行条例の改正(平成4年3月24日公布、平成4年11月1日施行)

平成4年は折りしも「国連・障害者の十年」の最終年であり、また福祉の街づくり整備指針策定より約10年を経過したにもかかわらず、民間施設等を含め十分な整備水準が確保されるに至っていませんでした。

さらに、高齢化の急速な進展や、社会環境の急激な変化に伴い福祉のまちづくりの施策の新たな展開が大阪府における重要な課題と認識され、その対応が求められていました。

そこで、大阪府においても障がい者や高齢者等を始め、誰もが安心してまちに出られるよう不特定多数の人が利用する特殊建築物について、安全確保の見地から一定の整備基準を設けるため大阪府建築基準法施行条例の追加改正(福祉関係規定の創設)が行われました。

3 大阪府福祉のまちづくり条例(平成4年10月28日公布、平成5年4月1日施行)

すべての府民が生きがいをもって生活することができる真に豊かな福祉社会の実現を目指すためには、建築基準法上の特殊建築物はもちろん、建築基準法施行条例で対象とならなかった駅や官公庁舎・銀行・道路・公園・駐車場等の不特定多数が利用する施設すべてに福祉的配慮の対象を広げ、都市施設として位置づけ、規模にかかわらず整備基準に適合させる努力義務が新設・既設を問わず必要でした。そこで府・市町村・事業者等の責務及び府民の役割が定められるとともに、不特定多数が利用するすべての施設を安全かつ容易に利用できるよう都市施設のうち、特に公共性の高いものを特定施設とし、整備、構造等に関する技術的基準及びその遵守を確保するため、新設については事前協議、既設については改善計画等の手続きが必要なことを定めた条例が制定されました。

4 大阪府福祉のまちづくり条例等の一部改正(平成7年3月17日公布、平成8年4月1日施行)

平成6年9月28日、国により「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(通称、「ハートビル法」)が施行され、一定用途の建築物を新設する際に必要な福祉的配慮として新たな基準が示されました。

これにより、同法と大阪府福祉のまちづくり条例の基準に差違が生じたため、法の基準が条例を上回る部分について、条例の基準を法律の基準に整合させることを中心に条例の一部改正が行われました。

なお、既設建築物等に対する改善指導は、経過措置として、当分の間、改正した条例の基準ではなく、改正前の基準が適用されることになりました。

5 大阪府福祉のまちづくり条例等の一部改正(平成14年10月29日公布、平成15年4月1日施行)

条例制定後10年余りが経過し、急速な少子・高齢社会の進展、障がい者の社会参加の高まり、国の交通バリアフリー法等の施行など福祉を取り巻く状況が大きく変化していることや条例施行後の評価等を踏まえ、より幅広い対象者への配慮、特定施設の拡大、整備基準の追加、関係法令との整合等を中心に条例が改正されました。

また、小規模施設のバリアフリー化の促進を図るため、小規模基準を設けました。

6 大阪府福祉のまちづくり条例等の一部改正(平成 21 年 3 月 27 日公布、平成 21 年 10 月 1 日施行)

平成 18 年に旧ハートビル法と旧交通バリアフリー法の統合により、「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律」(いわゆる「バリアフリー法」)が制定されました。

バリアフリー法では建築物に対しては床面積の合計 2,000 m²以上の特別特定建築物には法に基づく基準適合義務が課されており、また法第 14 条第 3 項の規定により条例で基準の拡充等が許容されていたことから、福祉のまちづくり条例を改正し、この規定を活用した条項が規定されました。

これにより、乳幼児設備や視覚障がい者誘導用ブロック等これまで条例で基準適合努力義務としていた基準も含め、バリアフリー法に基づく基準適合義務を基本とした条例となったことで、より実行性の高い制度となりました。

また、それまで「バリアフリー法」と「福祉のまちづくり条例」、「建築基準法施行条例」の基準の3つが重複して課されていたため、申請等の手続きも煩雑となっていましたが、これらも解消されることとなりました。

7 大阪府福祉のまちづくり条例の一部改正(平成 26 年 12 月 27 日公布、平成 27 年 7 月 1 日施行)

平成 21 年の条例改正では、それまでの条例をバリアフリー法に基づく条例とするなど、適宜所要の改正を行ってきたものの、対象施設・基準については、平成 15 年改正時の内容の多くを踏襲したものでした。

前回に大きく対象施設・基準の改正がなされた平成 15 年から既に 10 年が経過しており、その後の社会情勢の変化から生じる課題に対応するため、共同住宅の対象規模を引き下げるなどの改正がなされました。

8 大阪府福祉のまちづくり条例等の一部改正(令和 2 年 3 月 27 日公布、令和 2 年 9 月 1 日施行)

これまで、バリアフリー法および大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、床面積 1,000 平方メートル以上のホテル・旅館を対象に、共有部分のバリアフリー化と車椅子使用者用客室の設置の促進に取り組んできました。

今回、大阪・関西万博の開催や超高齢社会の進展を見据え、ユニバーサルデザインの観点から、車椅子使用者用客室以外の客室のバリアフリー基準の設定、車椅子使用者用客室のバリアフリー基準の強化、さらにバリアフリー情報の公表制度を創設するなどの改正がなされました。

9 大阪府福祉のまちづくり条例の一部改正(令和 2 年 3 月 29 日公布、令和 3 年 4 月 1 日施行)

令和 2 年度のバリアフリー法改正により、公立の小学校・中学校・義務教育学校および中等学校(前期課程に係るものに限る)(以下、「公立小学校等」という。)が新たに特別特定建築物に追加されました。

本条例では、従来から公立小学校等を特別特定建築物に追加していたため、基準の変更はありませんが、条項のずれに伴う規定の整備を行いました。

10 大阪府福祉のまちづくり条例の一部改正(令和 3 年 9 月 30 日公布、令和 3 年 10 月 1 日施行)

現行のバリアフリー法では、大規模建築物を想定しているため、小規模建築物に適用すると、建築主に過度な負担が生じるおそれがあり、地方公共団体での条例制定が進まない一因となっていました。

このため、地方公共団体が条例により柔軟に対象規模を引き下げられるよう、床面積 500 平方メートル未満の移動等円滑化基準が見直されました。

これにより、500 平方メートル未満の建築物における政令の移動等円滑化基準が緩和されることになりましたが、本条例では従来通りの基準となるように規定されました。なお、一部の基準については強化されました。

11 大阪府福祉のまちづくり条例の一部改正(令和 4 年 3 月 31 日公布、令和 4 年 10 月 31 日施行)

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)の改正に伴い、条項のずれに伴う規定の整備を行いました。

12 大阪府福祉のまちづくり条例等の一部改正(令和 6 年 6 月 21 日改正、令和 7 年 6 月 1 日施行)

政令改正に伴い、対象規模を引き下げた建築物について、政令との整合を図り、従来の基準を維持するため、見直しを行いました。

13 大阪府福祉のまちづくり条例の一部改正(令和 7 年 10 月 24 日改正、令和 8 年 4 月 1 日施行)

大阪府では、「福祉のまちづくり」の実現に向け、建築物のバリアフリー化を推進しています。

今回、多様化する障がい当事者のニーズ等への対応や万博を契機としたさらなる福祉のまちづくりの推進を図るため、建築物のバリアフリー基準(トイレ、小規模店舗、共同住宅(駐車場)等)の見直し・強化を行いました。